

間ニ付キ法律一條ノ九及ヒ二條)

第八章 森林警察ノ事

第九十五條 第九十六條ハ廢止セリ(千八百八十一年四月一日ノ山

林田島規則ニ詳カナリ)

第九章 水上警察事件

① 溝及ヒ水流ヲ浚フ

第九十七條 郡總代(郷總代)ハ溝及ヒ水流ヲ浚フヘキ義務ヲ定ムル

規則ヲ發スルコトニ付キ決定スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ水

ノ經過規則第三條)

第九十八條 水及ヒ水流ヲ浚フコトニ付キ關係者間ニ争ノ起リタルハ

ハ郡總代ニテ行政ノ裁判ヲ爲スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ

規則二條及ヒ千八百四十三年二月廿八日ノ私有川使用規則七條)

② 水閘ノ水面ノ高サヲ決定スル事

第九十九條 水閘ノ水面ノ高サヲ決定セシムル爲メ郡總代ヨリ鑑定

委員ヲ命スヘシ

其委員ニ於テ雙方間ニ契約ナキハ水面ヲ定メタルハ其決定ニ

對シ關係者ヨリ郡總代ニ訴フルコトヲ得

其契約上ノ權利ニ付キ關係者間ニ争ノ起リタルハ郡總代ハ假リ

ニ其水面ヲ決定スル權アリ其決定ニ對シテハ關係者ヨリ二週間内

ニ行政裁判ヲ爲サンコトヲ求ムルヲ得郡總代ノ裁判ニ對シテハ縣行

政裁判所ニ控訴スルコトヲ得縣行政裁判所ハ通常裁判所ノ終審裁判

アルマテ終審裁判ヲ爲スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ法律四

條ヨリ十一條マテ)

◎水ノ經過ヲ付クル事

第百條 水ノ經過ヲ爲サシムル申立ハ郡總代ニ爲スヘシ郡總代ハ其申立ニ付キ行政裁判ヲ爲スヘシ

裁判ヲ爲スニ必用ナル實地検査ハ郡總代ヨリ命スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ法律十四條ヨリ十六條マテ十八條ヨリ二十條マテ)

第百一條 千八百六十七年二月九日ノ法律二十一條二項ノ場合ニ於テ郡總代ハ其手續ヲ繼續スヘキヤ否ヲ決定スヘシ
其決定ニ對シテハ二週間内ニ行政裁判ヲ爲サンコトヲ求ムルコトヲ得
其裁判ハ終審ナリトス

第百二條 郡總代ハ水落シ仕掛ヲ共ニ使用センコトヲ申立ルカ又ハ其仕掛ヲ變センコトヲ申立タル時ハ行政裁判ヲ爲スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ法律十七條二十條)

第百三條 郡總代ヨリ仲裁裁判官ヲ選フヘキ催促及ヒ裁判長又ハ關係者ヨリ選舉スルコトヲ怠リタル裁判官ヲ命スルコト及ヒ仲裁裁判所ニ權限ヲ與フルコトニ付キ郡總代ニ於テ決定スヘシ(千八百六十七年二月九日ノ法律二十三條二十四條二十六條)

第百四條 郡總代ハ左ノ場合ニ於テ決定ヲ爲スヘシ
一 仲裁裁判官タルコトヲ拒ム理由ノ正否(千八百六十七年二月九日ノ法律二十四條)
二 正當ナラサル仲裁裁判官ヲ免スルコト(同法律二十四條)

地方行政權限法

三 仲裁裁判官ノ手當金ヲ決定スルコト(同法律二十七條)

四 委員ノ手當金ヲ決定スルコト(同法律二十七條)

郡總代ノ決定ニ對シテハ二週間内ニ關係者ヨリ行政裁判ヲ爲サン
コトヲ求ムルヲ得其裁判ハ終審ナリトス

第二百五條 仲裁裁判所ノ判決ニ對シテハ六週間内ニ郡總代ニ訴フル
コトヲ得(千八百六十七年二月九日ノ法律二十六條)

第二百六條 千八百六十七年二月九日ノ法律第二十八條ニ從テ縣廳ヨ
リ裁判費用及ヒ其立替ヲ執行スル權ハ廢止タルヘシ

第二百七條 ①水引仕掛ノコト(千八百四十三年二月廿八日ノ私有川ヲ
使用スル規則十三條ヨリ五十五條マテ)

縣輔佐官ハ水引仕掛ニ因テ公益ヲ害スルカ又ハ下流ノ住民ニ水ノ

不足ヲ生セシムルト認メタル時ハ灌水ノ水量ヲ減スルコトニ付キ決
定スヘシ(同法律十五條)

第二百八條 郡總代ハ同法律ノ十五條ヨリ二十二條ニ從テ水引仕掛ニ
付キ期滿失權ノ裁定ヲ爲スヘシ其裁定ニ對シテハ法律ニ定メタル
期限内ニ郡總代ニ權利ヲ復センコトノ申立ヲ爲スコトヲ得其申立ニ付
テハ行政ノ裁判ヲ爲スヘシ其裁判ニ對スル控訴ハ縣行政裁判所ニ
於テ終審ノ裁定ヲ爲スヘシ

又水落仕掛ニ付キ期滿失權ノ裁定ヲ爲スヘシ(千八百四十六年二
月廿三日ノ水落仕掛ノ公告手續ノ法律及ヒ千八百六十七年二月九
日ノ法律二十九條)

第二百九條 川岸所有者ヨリ仕掛ヲ設ケタルカ爲メ從來ノ如ク水車ヲ

運轉セシムルニ必用ナル水力ヲ奪ヒタルキハ郡總代ニ訴フルコトヲ得(同法律十六條⑤ノ二十三條ノ二項)

第一百條 川岸所有者ヨリ水引仕掛ヲ設ケ又ハ維持スル爲メ他人ノ權利ヲ奪ヒ又ハ制限セントスル申立ハ郡總代ニ爲スヘシ

實地ニ付キ其申立ヲ試験セシメ又ハ關係者ヲ聞糺サシムル爲メ郡總代ハ其内ヨリ又ハ他ノ鑑定人ヲ命シテ審問セシメ其意見ヲ述ヘシムヘシ

其後郡總代ハ耕作ノ爲メニ必用ナルヤ否ヲ決定スヘシ

其決定ニ對シテハ州輔佐官ニ故障申立ヲ爲スコトヲ得(同法律三十條ヨリ三十二條マテ)

第一百一條 郡總代ハ其以後ノ手續ヲ爲サシメンカ爲メニ委員ヲ命

スヘシ又郡總代ハ其委員ヨリ作りタル圖面ニ對スル故障及ヒ其圖面及ヒ之ニ着手スル期限ヲ決定スヘシ其決定ハ終審ナリトス(同法律三十三條ヨリ四十四條マテ)

第一百二條 郡總代ハ損害ノ評定人ヲ命シ且其損害高ヲ決定スヘシ其決定ニ對シテハ權利者ヨリシテ止タ土地義務解放控訴掛ニ控訴

スルコトヲ得(同法律四十五條ヨリ四十七條マテ五十四條五十五條)

第一百三條 決定シタル償却高ヲ取立テ及ヒ仕拂又ハ裁判所ニ預クルコトハ郡長ニテ(郷ニ於テハ郷官ニテ)爲スヘシ

第一百四條 仕掛ヲ假リニ許サンコトノ申立及ヒ其保證金ノ高ニ付キ郡總代ハ行政裁判ヲ爲スヘシ(同法律ノ五十二條五十三條)

⑤ 大川及ヒ航船及ヒ港口警察

第十五條 本條ハ廢止セリ(郡規則五十九條行政編制法ニアリ)

第十章 漁獵警察事件

第十六條 州輔佐官ハ左ノ場合ニ於テ決定スヘシ(新法ニテハ縣

輔佐官ナリ)

一 魚兒ヲ成長セシムル區畫(漁獵規則二十九條見合)ノ監督及ヒ防護ニ關スル規則ニ付キ(千八百七十四年五月三十日ノ漁獵規則三十一條)

二 魚ノ往來ヲ作ルコトノ許可ニ付キ(同法律三十六條二十九條)

三 如何ナル時間ニ魚ノ往來ヲ鎖スヘキヤ及ヒ其往來ヲ鎖サ、ルハ其上流下流ニ於テ漁獵ヲ禁スヘキ部分ニ付キ(同法律四十一條四十二條)

第十七條 縣輔佐官ハ左ノ場合ニ於テ決定スヘシ

一 千八百七十七年五月三十日ノ漁獵規則四十三條ノ二項ニ從テ水ヲ落スコトノ許可ニ付キ及ヒ(同法律四十三條ノ三項ニ從テ處分ヲ命スルコトニ付キ決定スヘシ)但千八百六十九年六月廿一日ノ營業規則第十六條ニ掲ケタル許可ヲ要スル製造場ノ附屬物ニ非サルハニ限ル

同法律四十三條ノ末項ニ掲ケタル營業規則第十六條ニ屬セサル仕掛ニ關スルモノハ廢止タルヘシ

二 葶麻ヲ溜水ニ非サル所ニ浸スコトノ禁制ノ格外ヲ許可スルコトニ付キ

第十八條 郡總代ハ千八百七十四年五月三十日ノ漁獵規則ノ九條

地方行政權限法

十條ニ從テ設ケタル漁獵組合ヲ監督スヘシ
其組合ニ於テ監督官ヨリ發シタル命令ノ組合規則又ハ漁獵規則ニ
背キタリト認メタルハ二週間内ニ行政裁判ヲ爲サンコトノ申立ヲ
爲スコトヲ得

第百十九條 同法律ノ九條十條ニ從テ設ケタル組合ノ義務ニ加ハル
コトニ付キ争訟ヲ生スルカ又ハ共同ノ漁獵ヨリ獲ル物ニ加ハル權ニ
付キ(同法律十條)争訟ヲ生シタルハ組合長ニテ裁定スヘシ其裁
定ニ對シテハ二週間内ニ郡總代ニ訴フルコトヲ得郡總代ノ其裁判ハ
假リニ執行スヘシ

第百二十條 左ノ事件ニ就テハ縣ノ行政裁判所ニテ裁判スヘシ

一 溜水ト看做スヘキヤ否ニ付キ争訟ヲ生スルハ(同法律四條)

二 漁獵權ヲ有スル者又ハ組合ニテ一定ノ捕魚器械又ハ其他ノ仕
掛ヲ用フル權ヲ制限スルカ又ハ禁シタルニ付キ争訟ヲ生スル
ハ(同法律ノ第五條ノ二)

第十一章 堤防事件

第百二十一條 縣輔佐官ハ左ノ場合ニ於テ決定ヲ爲スヘシ

一 新ニ堤防ヲ築キ及ヒ其場所ヲ變シ及ヒ之ヲ高クシ或ハ堤防ヲ
毀ツ許可ニ付キ(千八百四十八年一月二十八日ノ堤防規則一
條ヨリ三條マテ)

二 崩レタルカ又ハ破壊セラレタル堤防ヲ修復シ及ヒ其義務者ヲ
シテ維持及ヒ修復セシムルコトニ付キ(同規則四條五條)

三 假リニ堤防費ヲ負ハシムルコト及ヒ其費用ヲ分配スルコトニ付キ

(同規則六條ヨリ八條マテ)

四 堤防組合ニ屬セサル堤防ヲ使用スル權ヲ制限シ及ヒ禁スル
(同規則二十四條)其決定ニ對シテハ農務卿ニ故障ヲ申立ル
ヲ得

第二百二十二條 千八百四十八年一月廿四日ノ堤防規則ニ從ヒ堤防組
合規則ニ因テ堤防事件ニ付キ縣廳ニ委任シタル權限ハ更ニ規則ヲ
發スルカ又ハ規則ヲ改正シテ郡總代縣輔佐官州輔佐官又ハ行政裁
判所ニ委任スルヲ得(同法律十五條見合)

第十二章 營業警察

㊦ 製造場

製造場ノ許可ヲ爲ス事

第二百二十三條 郡總代(郷總代)及ヒ郡ニ屬スル人口一萬一人以上ヲ
有スル邑ニ於テハ邑官ハ新ニ製造場ヲ設ケ又ハ改正スルコトノ許可
ヲ決定スヘシ(千八百六十九年六月廿一日ノ獨乙營業規則第十六
條ヨリ第二十五條マテ及ヒ千八百七十五年三月二日ノ獨乙法律全
書十九帖)但從前縣廳ニ於テ許可ヲ爲シ且左ニ掲クル許可ヲ要ス
ル製造場ニ關スルキニ限ルヘシ

彈藥製造場 烟火製造場 激發物製造場 瓦斯製造及ヒ貯置場

石炭油精製所石炭テール及ヒ「コーク」製造場但石炭掘取場所外

ニ於テ製造スルキニ限ル硝子製造場(石灰竈煉化石竈^{ギブス}竈
ハ千八百七十五年三月二日ノ法律ニ從テ別段ノ許可ヲ得ヘシ)

鑛鐵ヲ製スル所鑄付ケ釜鑄物場但煉化石ヲ用ヒサルキニ限ル

地方行政權限法

(鍛練場舎密場ハ千八百七十五年三月二日ノ法律ニ從テ別段ノ許可ヲ得ヘシ)晒場^{ニカ}膠製造場、糊粉製造場、但馬鈴薯^{ニカ}ヨリ製スル物ヲ除ク粉ヨリ蜜ヲ製造スル所蠟引反物場獸腸ヲ以テ糸ヲ製造スル所紙瓦布瓦製造場肝油製造場「サボン」製造場骨ヲ燒キ煮又ハ曝シ場獸物ノ毛ヲ精製スル所脂肪ヲ以テ蠟燭ヲ製造スル所屠獸場染革場皮剝場肥製造場水車ニ用ユル水閘(第二十三條)「アスハルト」ヲ煮又ハ「ペツヒ」ヲ煮ル所但其物質ヲ得ル場所外ニテ煮ル^ルニ限ル、葦紙製造場獸腸製造場蒸氣釜其他「ブレッツキ」釘^メ場獨逸營業規則末項ニ從テ許可ヲ要スル製造場ノ表ヲ増加シタル^ルハ其製造場モ郡總代ノ許可ヲ要スヘキヤハ國王ヨリ布告ヲ發シテ定ムヘシ

第二百二十四條 縣輔佐官ハ前條ニ從テ郡總代ノ權限ニ屬セサル製造場ヲ設立シ又ハ改正スルノ許可ヲ決定スヘシ又縣輔佐官ハ管轄上等礦山局ト協議ノ上坑業又ハ金銀分析ノ爲メニ用ユル水車ノ許可ヲ決定スヘシ(千八百六十五年六月廿四日ノ礦山規則第五十九條三項普國法律全書七百五帖)

第二百二十五條 縣輔佐官ハ地方警察官署ノ申立ニ因リ喧噪ナル製造場ヲ禁止シ又ハ之ヲ制限スヘキヤ否ヲ決定スヘシ(獨乙營業規則第二十七條)

製造場ノ使用ヲ禁スル事

第二百二十六條 獨乙營業規則第五十一條ニ從テ公安ヲ害スルカ爲メ製造場ノ使用ヲ禁スル權ハ縣輔佐官ニアリトス

第二百二十七條 第二百二十三條ヨリ第二百二十六條マテノ場合ニ於テハ
工部卿ニ故障ヲ申立ルコトヲ得工部卿ハ耕作ニ關係スル水閘ヲ許可
スヘキハ農務卿ヲ立會スヘシ

又縣輔佐官ノ長ヨリ千八百八十年八月二日ノ行政編制法第五十七
條ニ從テ故障ヲ申立ルコトヲ得(千八百七十九年七月廿三日ノ營業
規則改正ヲ參看スヘシ)

⑧營業免許

營業免許ヲ交付スル事

第二百二十八條 旅店酒肆燒酎小賣毒物販賣ノ許可ヲ得ン申立ニ付テ
ハ(獨逸營業規則第三十三條第三十四條)郡總代之ヲ決定スヘシ免
許ヲ交付セサルハ申立人ヨリ二週間内ニ行政裁判ヲ爲サンコト

ヲ求ムルヲ得

旅店酒肆燒酎小賣ノ免許ヲ得ン申立アレハ先ツ團結官署及ヒ地方
警察官ノ意見ヲ問フヘシ其一官署ヨリ免許ヲ交付ス可カラサル者
ト爲シタルハ直チニ行政裁判ノ手續ヲ爲スヘシ
縣行政裁判所ノ判決ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得
郡ニ屬スル一萬一人以上ノ人口ヲ有スル邑ニ於テハ邑官ニテ郡總
代ニ代ルヘシ

第二百二十九條 私立病院及ヒ私立分娩院及ヒ私立癡狂院及ヒ劇場ノ
設立ヲ許可スルニハ縣令之ヲ決定スヘシ(獨逸營業規則第三十條
一項第三十二條)

營業規則ニ從テ免許ス可カラサル者ト認メタルハ縣令ハ其理由

ヲ記シタル裁定書ヲ以テ其申立ヲ縣行政裁判所ニ廻シテ裁判ヲ爲サシムヘシ又其裁定書ノ寫ハ同時ニ申立人ニ送達スヘシ

營業免許ヲ拒ミタルコトニ對スル上訴

第三百三十條 印刷物ヲ公ケニ弘ムルコトヲ業トスル許可ヲ拒ム警察官ノ命令(獨逸營業規則四十三條)又ハ印刷物ヲ公ケニ弘ムルコトヲ禁スル命令ニ對シテハ(千八百七十四年五月七日ノ新聞條例第五條)郡總代郷及ヒ郡ニ屬スル一萬一人以上ノ人口ヲ有スル邑ニ於テハ縣行政裁判所ニ訴フルコトヲ得

第三百三十六條 行政官署ヨリ獨逸人ニ

- 一 物品ヲ買ヒ又ハ注文ヲ受クル鑑札(獨逸營業規則四十四條)
- 二 行商營業ノ鑑札(獨逸營業規則五十五條五十八條六十條六十

二條二項)ヲ交付センコトヲ拒ム命令ニ對シテハ縣行政裁判所ニ訴フルコトヲ得從來縣廳ヨリ鑑札ヲ交付シタル者ハ以後ハ縣令ヨリ交付スヘシ

第三百三十二條 第三百三十條第三百三十一條ノ場合ニ於ケル郡總代又ハ縣行政裁判所ノ判決ニ對シテハ千八百七十五年七月三日ノ法律第八章ニ從テ上等行政裁判所ニ上告ヲ爲スコトヲ得

營業ヲ爲ス權利ヲ失ハシムル事

第三百三十三條 郡總代郷及ヒ郡ニ屬スル一萬一人以上ノ人口ヲ有スル邑ニ於テハ縣行政裁判所ハ管轄官署ヨリ訴ヘタル上

- 一 獨逸營業規則第三十五條(踏舞稽古體操教授水泳教授古器物商賣典舖日傭人宿)及ヒ同規則第三十七條ノ營業(車、馬、輿等

- ヲ備へ公ケノ通行ヲ便ニスル業賃持人)
- 二 旅店酒肆燒酎小賣及ヒ毒物販賣ノ營業免許ヲ取上クルコニ付
キ(同規則五十三條)

第三百三十四條 縣行政裁判所ハ管轄官署ノ訴ニ因リ左ノ事件ヲ裁判

スヘシ

- 一 前條第二ニ掲ケサル營業規則第五十三條ノ免許狀任命ヲ取上
クルコニ付キ
- 二 保險起業者ノ免許並ニ植民世話起業者及ヒ世話人ノ免許ヲ取
上クルコニ付キ(千八百五十三年五月七日及ヒ十七日ノ法律
普國法律全書七百二十九帖二百九十三帖)
- 三 商業世話人ノ免許ヲ取上クルコニ付キ(千八百四十五年一月

十七日ノ營業規則七十一條普國法律全書四十一條)

四 產婆ノ試験證書ヲ取上クルコニ付(獨逸營業規則第三十帖二
項)

第三百三十五條 第二百二十三條ヨリ第三百三十條マテノ場合ニ於テ郡總
代ノ決定(郷總代邑官)又ハ縣輔佐官ノ決定ニ對スル故障ヲ申立ル
期限郡總代ニ於テ行政裁判ヲ爲サン申立ノ期限(郷總代邑官)官署
ノ命令ニ對シ訴フル期限行政裁判所ノ判決ニ對シ控訴上告ヲ爲ス
期限ハ二週間ナリトス

◎其他ノ營業警察事件

烟筒掃除區市場地方規則組合事件等

第三百三十六條 縣輔佐官ハ左ノ事件ニ付キ決定ヲ爲スヘシ

- 一 掃除人ノ爲メニ掃除區ヲ廢シ又ハ改正スルコト(營業規則三十
九條)
- 二 組合入社金ヲ増スコトノ許可ニ付(營業規則八十五條百三條)
- 三 組合規則ノ許可及ヒ其規則ヲ變スル許可組合ヲ解ク許可(營
業規則九十二條九十三條九十九條百三條並ニ組合ニ屬スル學
校救助貯蓄所又ハ其他ノ建築物ヲ公益ノ爲メ組合ヲ解キタル
後法律上人ト看做スヘキ者ノ權利ヲ與フルコトニ付營業規則九
十四條五項)
- 四 一週毎トノ市場日限時刻ニ付キ後來仍ホ或ル手細工物ヲ内國
人ニ限り市場ニ於テ販賣スルコトヲ許スコト(營業規則六十四條)
- 五 營業規則第六十六條ニ掲ケタル物品ノ外ニ地方ノ慣習及ヒ其

求メニ從ヒ縣内一般又ハ其地方ヲ限リ小市場ニ販賣スヘキ物
品ヲ定ムルコトニ付キ

小市場ノ數時日時間ヲ定ムルニハ市場地方ノ團結官署ノ承諾
ヲ要スヘシ

第三百三十七條 縣行政裁判所ハ團結ト組合トノ間ニ組合ヲ解キタル
ルカ爲メ争ノ起リタル時ハ營業規則九十四條四項ト百三條トニ從
テ裁判スヘシ
又同規則九十五條ト百三條トノ場合ニ於テ其條ニ定メタル期限内
ニ組合社員ノ入社退社組合頭取撰舉及ヒ頭取ノ權利義務ニ付キ生
シタル争ヲ團結官署ニテ裁判シタル時其裁判ニ對シ縣行政裁判所
ニ訴フルコトヲ得

第三百三十八條 州輔佐官ハ營業事件ニ關スル地方規則ノ許可ニ付キ決定ヲ爲スヘシ(營業規則百四十二條)

其決定ニ對スル故障ハ通商卿ニ申立ツヘシ

第三百三十九條 州輔佐官ハ大市場動物市場ノ員數日限時刻ノ一ニ付キ決定スヘシ其故障ハ通商卿ニ申立ヘシ

第四百十條 第三百三十六條及ヒ前條ニ掲ケタル市場ヲ廢スルカ爲メ權利者ヨリ損害ノ償ヲ求ムヘキ場合ニハ縣輔佐官又ハ州輔佐官ノ決定ハ工部卿ノ許可ヲ要ス

市場貸付料ノ事

第四百十一條 州輔佐官ハ市場貸付料ヲ定メ又ハ之ヲ増減スルコニ付キ決定ヲ爲スヘシ(千八百七十二年四月廿六日ノ市場貸付料取

立規則普國法律全書五百十三帖)其故障ハ通商卿ニ申立ヘシ
千八百七十二年四月廿六日ノ法律二項ノ規則ハ之ヲ適用スヘシ

專賣免許ノ事

第四百十二條 第四百十三條ハ千八百七十七年五月廿五日ノ法律ニ因テ之ヲ廢セリ

營業上ノ權利ヲ解ク事

第四百十四條 縣行政裁判所ハ左ノ事件ニ付キ裁判スヘシ

- 一 營業權利ヲ解キ其損害ノ償ヲ求ムル申立ニ付キ(千八百四十五年五月十七日ノ營業規則ノ損害賠償規則ノ第三十四條以下普國法律全書七十九帖)

- 二 皮剝營業權ヲ解キ且其償ヲ求ムル申立ニ付キ(千八百五十八

年五月三十一日ノ規則普國法律全書三百三十三帖及ヒ千八百七十二年十二月十七日ノ法律普國法律全書七百十七帖)

①公立ノ屠場ヲ設立スル事

第百四十五條 縣輔佐官ハ左ノ事件ニ付決定ヲ爲スヘシ

- 一 公立ノ屠場ノミヲ使用スヘキヲ及ヒ其屠場ニ於テ動物ヲ檢査スルコトニ付團結ノ決定ヲ許可スルコト並ニ團結ト起業者トノ間ニ於テ結ヒタル公立屠場設立契約ヲ認可スルコトニ付キ(千八百六十八年三月十八日ノ法律一條ヨリ三條マテ及ヒ十二條普國法律全書二百七十七帖)
- 二 公立ノ屠場ノミヲ使用スヘキカ爲メ私立屠場ノ所有者及ヒ使用者ヨリ損害ノ償ヲ求ムルコトニ付キ(同法律九條ヨリ十一條

マテ)

一ノ場合ニ於テハ通商卿ヘ故障ヲ申立テ二ノ場合ニ於テハ同法律十一條ニ從ヒ止々通常裁判所ニ訴フルコトヲ得

第十三章 商法會議所ノ事件

第百四十六條 商務卿ハ商法會議所ニ於テ營業稅ノ百分ノ十ヲ越ユル費用ヲ取立ツルコト並ニ其會計豫算表ノ費用ヲ越ユルコト及ヒ豫算表ノ費用ヲ營業稅ノ百分ノ十二減スルコトニ付キ許可ヲ爲ス可シ(千八百七十年二月二十四日ノ商法會議所規則二十四條及ヒ普國法律全書百三十四帖)

第百四十七條 縣行政裁判所ハ左ノ事件ニ付キ裁判ヲ爲スヘシ

第十四章 保險事件

地方行政權限法

保險ノ事

第四百十八條 左ノ場合ニ於テハ郡總代郷及ヒ一萬一人以上ノ人口
ヲ有スル郡ニ屬スル邑ニ於テハ縣行政裁判所ニ訴フルコトヲ得

一 地方警察官署ヨリ保險高ヲ普通ノ價格ニ減セシムル命令ニ對
シ(千八百三十七年五月八日ノ動産火災保險規則第四條普國
法律全書百二帖)(普通ノ價ヨリ高ク保險ヲ爲シタルキハ之ヲ
減セシムルコト)

二 地方警察官署ヨリ保險證又ハ延期證書ヲ交付スル許可ヲ拒ム
命令(世話人ヨリ此證書ヲ交付スルキ警察官ノ許可ヲ乞フナ
リ)

千八百四十一年五月三十日ノ動産火災保險布告ニ於テ(千八

百三十七年五月八日ノ規則第十四條第十五條ヲ内外國保險會
社ノ不動産ノ保險ニモ適用セシメタリ法律全書百二十二帖)
三 地方警察官署ヨリ保險高ヲ仕拂フコトニ付キ申立タル故障ニ
對シ(千八百三十七年五月八日ノ規則十八條十九條)

第十五章 救助貯蓄所

第四百十九條 千八百四十六年四月八日ノ登記貯蓄所規則ニ因テ上
等行政官ニ與ヘタル權利義務ハ此以後ハ縣令ニ屬スヘシ縣令ハ登
記貯蓄所ヲ設クルノ申立ニ付キ決定ヲ爲スヘシ(同規則第四條)
法律ニ從テ許可スヘカラスト認メタルキハ縣令ハ其理由ヲ付シタ
ル裁定ニ因テ其事件ヲ縣行政裁判所ニ廻ハシ裁判セシムヘシ其裁
定ノ寫ハ同時ニ申立人ニ送付スヘシ

第五十條 縣行政裁判所ハ登記貯蓄所ヲ閉鎖スルノ縣令ヨリノ訴ヲ裁判スヘシ(同規則第二十九條)

縣行政裁判所ハ縣令ノ申立ニ因リ判決ヲ下ス前ト雖モ頭取ヲ聞糺シタル後假リニ貯蓄所ヲ閉鎖スルコトヲ得其命令ハ判決アルマテ其効ヲ有ス

第五十一條 控訴期限ハ二週間ナリトス

第十六章 貯金預所ノ事

第五十二條 千八百三十八年十二月十二日ノ貯金預所設立規則(普國法律全書千八百三十九年第五帖)ニ從ヒ團結ニ於テ設クル貯金預所ヲ許可シ及ヒ其規則ヲ認ムル州長ノ權限ハ以後ハ郡ニ於テ設クル貯金預所ニ付テモ亦其權ヲ有スヘシ

團結又ハ郡ニ於テ設クル貯金預所ノ許可並ニ其規則ノ認可ハ州輔佐官ノ承諾ナケレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

州長ヨリシテ團結又ハ郡ノ貯蓄所規則ヲ改正増補スルニモ前項同様ノ許可ヲ要スヘシ(同規則十二及ヒ十八)

團結及ヒ郡ノ貯金預所ノ管理ハ其自治ヲ監督スル官署ニテ之ヲ監督スヘシ法律又ハ貯蓄所ノ規則ニ於テ政府ノ許可ヲ要スルハ邑ニ非サル所ニ於テ設クルニハ郡總代邑又ハ郡ニ設クル貯金預所ニ於テハ縣令然レモ縣令ニテ其許可ヲ拒マントスルニハ縣輔佐官ノ許可ヲ要スヘシ

許可ヲ拒ミタルモハ團結又ハ郡ヨリシテ縣輔佐官州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

第十七章 建築警察

第五百十三條 州輔佐官ハ千八百四十六年七月十七日ノ布告ニ從テ(普國法律全書三百九十九帖)郷邑ニ行ハル、火災及ヒ建築警察規則ヲ郷邑内又ハ郷邑ニ跨カル村里ノ土地ノ建築物ニ適用スルコトニ付キ決定ヲ爲スヘシ

其決定ニ對シテハ工部卿ニ故障ヲ申立ルコトヲ得(千八百七十八年八月八日及ヒ千八百七十九年三月十三日ノ法律ヲ見合スヘシ)

第五百十四條 千八百四十六年十二月廿一日ノ鐵道建築ニ働キヲ爲ス職工布告(法律全書千八百四十七年二十一帖)ヲ前條ノ布告第二十六條ニ從テ他ノ建築ニ働キヲ爲ス(堀割又ハ道路ノ類)職工ニ適用スルコトニ付キ

一 郡區又ハ團結ノ建築物ナレハ縣輔佐官ノ承諾ヲ得テ縣令之ヲ決定ス但其決定ニ對シ州輔佐官ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

二 州ノ建築物ナレハ州輔佐官ノ承諾ヲ得テ州長終審ノ決定ヲ爲スヘシ但千八百七十六條六月廿九日州規則百十八條ノ場合ハ

格別ナリトス

第五百十五條 郡總代郷及ヒ一萬一人以上ノ人口ヲ有スル邑ニ於テハ縣行政裁判所ハ建築許可ヲ拒ムカ又ハ其許可制限スルカ又ハ其後制限ヲ爲ス地方警察官署ノ命令ニ對スル訴ヲ裁判スヘシ(千八百七十五年七月二日ノ法律普國法律全書五百六十一帖及ヒ行政編制法六十三條ヲ見合スヘシ)

第五百十六條 縣輔佐官ハ縣廳ニ代リ建築警察規則ニ從テ建築警察

規則ヲ停止セン申立(警察ヨリノ)ニ付キ決定スヘシ(州ヨリ發スル規則ナレハナリ)

第十八章 土地買上ノ事

第五十七條 千八百七十四年六月十一日ノ土地買上規則第五條(第五十ノ)④(普國法律全書二百二十一帖)ニ因テ縣令同規則ノ五十條⑥ニ因テ行政裁判所並ニ千八百六十五年六月廿四日礦山規則百四十二條以下ニ因テ(普國法律全書七百五帖)縣廳ニ與ヘタル土地ヲ買上クル權限ハ以後ハ縣輔佐官ニテ有スル者トス

縣輔佐官ノ始審ノ決定ニ對シ通常裁判所ニ訴フルコト能ハサルモノハ工部卿ニ故障ヲ申立ルコトヲ得(千八百七十八年及ヒ千八百七十九年ノ法律ヲ見合スヘシ)

第五十八條 千八百七十四年六月十一日ノ規則第五十六條③及ヒ五十三條一項ニ從テ郡長又ハ鄉官ニ與ヘタル裁判權ハ以後ハ郡總代(鄉總代)ニテ決定ヲ爲スヘシ

第五十九條 千八百七十一年十二月廿一日ノ城寨ノ周圍ニアル土地所有權ヲ制限スル獨逸法律三十九條以下ノ場合ニ於テ價金ヲ定ムルコトニ付キ決定スヘシ(獨逸法律全書四百五十九帖)

第十九章 死生婚姻及ヒ國民權ノ事

第六十條 死生婚姻掛ノ事務ノ監督ハ村里ニ於テハ郡總代州輔佐官內務卿邑鄉ニ於テハ縣輔佐官州輔佐官內務卿ニテ爲スヘシ(千八百七十四年三月九日ノ死生婚姻ヲ證スル普國法律第七條普國法律全書九十五帖及ヒ千八百七十五年二月六日ノ死生婚姻ヲ證スル

獨逸法律十一條獨逸法律全書二十三條)

第六十一條 千八百七十年六月一日ノ國民權得失ニ係ル獨逸法律ニ因テ(獨逸法律全書二百五十五帖)上等行政官署ニ與ヘタル權限ハ以後ハ縣令ニ與ヘタルモノトス
他ノ獨逸連邦國民又ハ前ニ獨逸人タリシ者ニ國民證書ヲ交付スルコトヲ拒ムカ又ハ普國民ニ平時ニ國民解放證書ヲ交付スルコトヲ拒ム縣令ノ裁定ニ對シテハ(同法律ノ七條十五條十七條二十一條未項)二週間内ニ行政裁判所ニ訴フルコトヲ得上等行政裁判所ヲ管轄裁判所トス

第二十章 陪審氏名簿ヲ作ル事

第六十二條 千八百八十年ノ裁判所編制規則ノ三十七條ヨリ三十

九條マテ及ヒ四十一條八十五條ニ因テ廢止シタリ

第二十一章 租稅事件

第六十三條 州輔佐官ハ分等稅ヲ科スルニ付合併租稅區ヲ作ルカ爲メニ村里ヲ合併スルコトヲ郡總代ニ於テ拒ミタルト之ヲ合併スルノ承諾ヲ爲サン決定ヲ爲スヘシ(千八百七十五年六月十六日ノ分等稅賦科法ヲ改正スル法律第二章普國法律全書二百三十四帖)

第二十二章 「ユウデン」宗組合ノ事

第六十四條 縣行政裁判所ハ「ユウデン」宗組合ノ社員ノ有スル權利及ヒ組合ニ出金スヘキ義務ニ付キ爭ノ起リタルトハ其相互ノ爭訟ヲ裁判スヘシ(千八百四十七年七月廿三日ノ「ユウデン」宗信仰者間ノ權利義務ニ關スル法律第四十九條ノ第三及ヒ第五十八條普國

法律全書第二百三十三帖

縣行政裁判所ノ判決ニ對シテハ千八百七十五年七月三日ノ法律第八篇ニ從テ止タ上告ヲ爲スヲ得ルノミ(新行政裁判規則第五十四條及ヒ第六十五條ヲ見合スヘシ)

第六篇 新舊法關係規則

第六十五條 此法律ニ於テ一定ノ卿ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ト記載シタルモ又他ノ法律ニ於テ他ノ卿ト共ニ裁定スヘシトアルモ其法律ニ從フヘシ

第六十六條 道路建築及ヒ水道ニ關スル警察事件ニ付キ起リタル爭ヲ裁判スル行政裁判所ノ權限ハ錢道事件ニ付キ國內警察官署及ヒ千八百三十八年十一月三日ノ錢道起業規則ノ第四條第十四條ニ

因テ工部卿ニ與ヘタル權限ヲ變スルコトナシ(普國法律全書五帖千八百七十八年及ヒ千八百七十九年ノ法律ヲ見合スヘシ)

第六十七條 千八百三十八年十一月三日ノ鐵道起業規則第七條及

ヒ第二十二條ニ於テ縣廳ニ與ヘタル權限ハ工部卿ニ移ルヘシ

第六十八條 千八百八十年八月二日ノ新行政裁判規則第十六條[Ⓐ]

ニ因テ廢セラレタリ

第六十九條 新行政裁判規則ノ第三十條[Ⓐ]ニ因テ廢セラレタリ

第七十條 千八百七十五年六月廿九日ノ州規則第二條ニ掲ケタル法律ヲ發スルマテハ此規則ヲ伯林卿ノ爲メニハ左ニ掲クル如ク折衷シテ適用スヘシ

第一 第二百二十四條ヨリ第二百二十六條マテ及ヒ第三百三十六條第

百五十七條ノ場合ニ於テハ縣輔佐官ニ代ル者ハ伯林警察
本署第一課其他ノ場合ニ於テハ州長ナリトス

第二 千八百八十年七月廿六日ノ新行政編制法ノ第三十六條第
一項ニ因ルヘシ

第三 第二百二十九條第三百一十一條第四百九十九條第五百十條第百
六十一條ノ場合ニ於テハ縣令ニ代ル者ハ伯林警察長官第
百五十四條ノ場合ニ於テハ州長ナリトス

第四 新行政編制法第六十三條ノ①及ヒ第六十九條ニ因ルヘシ

第五 新行政裁判規則第二條及ヒ新行政編制法第三十六條ニ因
ルヘシ

第六十一條 此規則ニ於テ鄉邑ノ人口ヲ計算スルニハ最後ニ計ヘ

タル軍人ヲ除キタル住民ノ員數ニ因ルヘシ

第七十二條 此法律ハ千八百七十六年十月一日ヨリ効力ヲ有スヘ
シ

第七十三條 千八百七十六年十月一日前ニ取掛リタル事件ハ其管
轄官署及ヒ手續上訴ニ付テハ舊法ニ從テ處分スヘシ

第七十四條 新行政裁判規則第九條二項第十九條第二十八條ニ因
ルヘシ

第七十五條 此法律ノ効力ヲ有スル日ヨリ都テ此規則ニ抵觸スル
モノハ就中千八百七十二年十二月十三日ノ郡規則第十九條第三十
五條第六十一條第三項第六十七條一項第六十八條第七十二條及ヒ
第七十九條ヨリ第八十三條マテ及ヒ第七條ノ二項第百十三條一

項第三百三十三條三項ノ末句及ヒ第三百三十五條(第二ノ一第七第八ヲ除ク)第三百三十九條三項第四百條ヨリ第六十三條マテ第六十五條第七十條第七十三條第七十六條第三第四第六及ヒ第七十七條第七十八條第八十條ヲ廢スヘシ

地方行政權限法附錄一

「プロイセン、ブランデンブルヒ、ボンメルン、シユレイジエン、サクソン」州ニ於ケル郷ノ名及ヒ千八百七十五年十二月一日ノ人口調ニ從テ郷ノ人口ノ員數

郷名	州名	縣名	人口
一 キヨニフスベルヒ	プロイセン	キヨトニフスベリヒ	十一万六千五百四十八人
二 エルヒング	同	ダンチヒ	三万三千百七十九人
三 ダンチヒ	同	ダンチヒ	九万九千九百七十八
四 ベルリン			九十四万八千九百七十四人
五 ポツダム	同	ポツダム	三万九千二十一
六 フランクフルト (ア) (ワ)	同	フランクフルト	四万四千三百十八人
七 ステチイン	ボンメルン	ステチイン	七万六千五百十二人

但家人ヲ除ク

八	ストラールズンド	同	ストラールズンド	二万六千八百八十九人
九	プレスラウ	シュレーゲン	プレスラウ	二十三万四千二百五十七人
十	リーグニツ	同	リーグニツ	三万二千三十八人
十一	ギヨルリツ	同	リーグニツ	四万四千百三十一人
十二	マードデブリヒ	サクツン	マードデブリヒ	十一万六千七百七十一人
十三	ハルレ(ア=エス)	同	メリセブリヒ	四万九千九百一人
十四	エルフト	同	エルフト	四万四千五百二十人
總計十四郷				

千八百七十七年一月一日ヨリシテ「カライステルト」ヨリ「シヤロテンブリヒ」カ
郷トナリ「ブランデンブリヒ」州ポツダム縣ニ入ル可シ人口二万五千
六百七十八人アリ

地方行政権限法附録二

「プロイセン、ブランデンブリヒ、ポンメルン、シュレイゲン、サクソ
ン州ニ於ケル郡及ヒ一万人以上ノ人口ヲ有スル邑千八百七十五
年十二月一日ノ人口調ニ因リ郡邑ノ人口

① プロイセン州

一 ヤヨーニフスブリヒ縣

郡	人	口	一万人以上 有スル邑	人	口
一 メイメル	五万八千五百三十五人	メイメル		一万九千二百三十六人	
二 ヒュシユハウゼン	四万八千六百七十八人				
三 キヨーニフスブリヒ	五万九百八十九人				
四 ラビアウ	五万二千三百二十八人				
五 ウエーラウ	四万八千五十六人				

六	ダウダウエン	三万七千二百四十八		
七	ラステンプリヒ	四万三千三十八		
八	フリードランド	四万三千七百六十八		
九	チューラウ	五万五千八十八		
十	ハイリゲンパイル	四万五千五百七十二		
十一	ブランスベリヒ	五万八千八百五十九	ブランスベリヒ	一万百八十三
十二	ハイルスベルヒ	五万三千九百三十八		
十三	リヨツセル	四万八千九百三十七		
十四	アルレンスタイン	五万七千三百廿五		
十五	ヨルテルスブルヒ	六万三千九百二十八		
十六	ナイデンプルヒ	五万三千四百三十六		
十七	ヨーステローデ	六万四千六百九十八		
十八	モールンゲン	五万五千百十八		

十九	ブルホルランド	四万四千二百十二		
		九十七万五千七百二十七		
			二	グンピンネン縣
一	ハイデクルーク	四万四千四百三十三		
二	ニーデルング	五万三千七百二十一		
三	チエルシツト	六万五千六百二十六	チエルシツト	一万九千三百三十九
四	ラーグニツト	五万三千百十六		
五	ビルカルレン	四万四千五百四十八		
六	スタールピョーネン	四万五千五百二十五		
七	グンピンネン	四万五千八百六十二		
八	インスタルプリヒ	六万七千八百七十四	インスタルプリヒ	一万五千九百五十八
九	ダルケーメン	三万五千六百七十一		
十	アルゲルベリヒ	三万七千百二		

十一	ゴルダツブ	四万二千四百八十四人		
十二	フレツコウ	三万九千二百七十五人		
十三	リユツク	四万八千六百六十五人		
十四	リヨツセン	三万九千四百三十三人		
十五	ゼンスブリヒ	四万七千九百七十二人		
十六	ヨハンニスブリヒ	四万四千八百九十八人		
總計七十五万二千七百五人				
三ダンチヒ縣				
一	エルギング	三万七千八百三十六人		
二	マリーンブリヒ	五万七千五百四十六人		
三	ダンチヒ	七万七千六百八十八人		
四	スタルガル	七万三千四百三十八人		
五	ペーレン	四万四千五百八十一人		

六	カルトハウス	五万六千六百四十五人		
七	ノイスタツト	六万二千五百二十八人		
總計四十一万二千五百五十四人				
四マリーンウエルデル縣				
一	スツム	三万九千八十一人		
二	マリーンウエルデル	六万五千五百三十五人		
三	ローゼンベルヒ	五万八千六十九人		
四	リヨーパーブ	五万二千二百十六人		
五	ストラスブルヒ	六万六千四百十五人		
六	トルム	七万二千五十七人	トルム	一万六千四百六十八人
七	クルム	五万五千百六十八人		
八	グラウデンツ	五万七千三百四十八人	グラウデンツ	一万三千九百三十三人
九	シユウエツ	七万三千八百八十八人		

十	ツーヘル	二万七千四十四人	
十一	コーニツ	四万六千六百六十八	
十二	シユロハツ	六万二千七百六十六人	
十三	フラトウ	六万三千八百四十八	
十四	ドットコローチ	六万三千五百八十八人	
總計七十九万四千七百五十五人			
①ブランデンブルヒ州			
一ポツダム縣			
一	フレンツラウ	五万二千六百七十八人	フレンツラウ
二	テンプリン	四万三千八百九十一人	
三	アンケルミユンデ	六万五千五百二十八	
②プロイセン州 ノ郡ノ總計 五十六 總計人口 二百九十三万三千四百四十一人 一万人以上ノ郡ノ數 六			

四	ゾーベルバルニム	七万五千百九十人	ノイスタット <small>(ウエ)</small>	一万四百五十五人
五	ニーデルバルニム	十一万八千百十三人		
六	デルトウ	十四万五千四百五十八人	シヤロテンブリヒ 現今	二万五千六百七十八人
七	ベースコーストルコー	四万三千四百九人		
八	チワタルボックホルツケンワルデ	六万七千九百七十八人	ルツケンワルデ	一万三千八百十五人
九	ツアウベルチヒ	七万九千八百八十七人		
十	ワースハトベルランド	七万八千七百一人	スパンダル	二万三千百七十七人
十一	ウエストハーベルランド	七万六千二百二十五人	ブランデンブルヒ <small>(ア)</small>	二万五千五百七十八人
十二	ルピーン	七万三千五百六十八人	ノウルピーン	一万六千六百十三人
十三	ゾーストブリグニツ	六万六千六百六十八人		
十四	ウエストブリグニツ	六万九千三百七十八人		
總計百四万五百六十七人				
二フランクフルト縣				

一	キコーニフスベルヒ <small>(イ)</small>	九万二千五百二十七人		
二	ゾルザン	四万六千八百三十六人		
三	アルンスワルデ	四万二千百七十一人		
四	フリーデベルヒ	五万四千六百六十六人		
五	ラインズブルヒ	八万九百八十一人	ランズベルヒ <small>(ア)</small>	二万四百八十七人
六	レープス	九万三千五百三十六人		
七	ウホストスデルンベルヒ	四万二千九百十四人		
八	フーレストスデルンベルヒ	四万八千六百六十八人		
九	ナリハウシユリープス	四万八千九百四十一人		
十	コローセン	六万四千七十七人	ツンメルヘル	一万二百三十五人
十一	グーベン	六万四千十六人	グーベン	二万三千百十四人
十二	リュベーン	三万三千四百六十七人		
十三	ルツカウ	六万七百四十八人		

十四	カゾウ	四万九千九百七十八人		
十五	コトブス	六万九千六百六十八人	コトブス	二万四千四百八十六人
十六	ゾーラウ	九万七千三百三十八人	ホルストゾーラウ	一万四千百三十八人
十七	スプレムベルヒ	二万三千九百五十五人	スプレムベルヒ	一万二百九十一人
		計 百万四千三百四十九人		
	ブランデンブル ヒ州内ノ郡ノ數	三十一	邑ノ數	十四
		總計人口 二百四万四千 九百十六人		
(ハ) ホンメルン州				
一 ステチーン縣				
一	デンミン	四万五千九百二人		
二	アングラン	三万四百六十九人	アングラン	一万千五百八十九人
三	ウツゼドムヨルリーン	四万五千百七十五人		
四	ウツケルミユンテ	四万四千八百二十一人		

五	ランドー	十萬五百八十二人	グラボー	一萬二百十九人
六	ガライヘンハーゲン	五萬三千五百三十六人		
七	ビューリツ	四萬二千三百一人		
八	ザーチヒ	六萬四千四百四十八人	スタルガル	一萬八千五百三十七人
九	ナウガルド	五萬四千六百二十六人		
十	カミーン	四萬三千四百五十八人		
十一	グライベンヘルヒ	三萬六千十六人		
十二	レーゲンワルデ	四萬七千三百九人		
		計 六十八萬八千六百三十五人		
二キヨスリン縣				
一	シーベルバイン	一萬九千九百九十五人		
二	ダランブルヒ	三萬五千八百七十八人		
三	ノイステツチーン	七萬二千二百四十六人		

四	ベルガルド	四萬五千二百五十三人		
五	コルベルヒキヨルリーン	四萬六千四百九十八人	コルベルヒ	一萬九千九百五十七人
六	キヨスリーン	四萬三千五十四人	キヨリーン	一萬四千百二人
七	ブーブリツ	二萬千八十一人		
八	シムラーヴヘ	七萬九千三百八十九人		
九	ルンメルスブルヒ	三萬二千四百五十一人		
十	ストルプ	九萬二千六八人	ストルプ	一萬七千八百八十六人
十一	ラウエンブルヒ	四萬三千二百四十五人		
十二	ビュットー	二萬三千九百十三人		
		計 五十五萬四千二百一人		
三ストワールズンド縣				
一	リユーゲン	四萬五千三百十人		
二	フونسブルヒ	四萬三千五百十二人		

三	グライフスワルド	五万五千五百八十八人	グライフスフルト	一万七千四百十八人
四	グリンメン	三万五千九百五人		
		計十八万三千十五人		
	ボンメルン州 内ノ郡ノ数	二十八	總計人口 百三十四万三千五百五十一人	邑ノ数 七
	二	シユレーゲン州		
		一	ブレスラウ縣	
一	ナムスラーウ	三万六千三百七十四人		
二	リルテンベルヒ	五万二千三百四十三人		
三	ヨールス	六万四千四百六十六人		
四	トレীগニツ	五万八百二十七人		
五	ミーリユソチユ	五万四千二百三十八人		
六	グーラウ	三万五千百七十一人		

七	スタイナーウ	二万三千九百二十九人		
八	ウフーラウ	四万七千八十三人		
九	ノイマルク	五万五千八百八十六人		
十	ドレスラウ	七万三千九百五十一人		
十一	ラーラウ	五万四千七百八十一人		
十二	ブリーキ	五万五千二百七十二人	ブリーキ	一万五千二百六十九人
十三	ストレーレン	三万四千四百五人		
十四	ニンプチユ	二万九千六百七十八人		
十五	ミユンスタルベルヒ	三万二千六百二十五人		
十六	フランケンスタイン	五万二千八十八人		
十七	ライヘンバーフ	六万七千五百五十一人		
十八	シユワイドニチユ	八万四千九百七十八人	シユワイドニチユ	一万八千百十六人
十九	ストリーガーウ	三万七千八百六十七人	ストリーガーウ	一万四百八十八人

二十	ワルデンブルヒ	十一万二千二百十三人	ワルデンブルヒ	一万千三百三人
二十一	グラーツ	六万八千一百十三人	グラーツ	一万四百九十六人
二十二	ノイローデ	四万九千九百七十四人		
二十三	ハルベルシュヴェール	六万二千二百一十一人		
	計	百二十二万三千四百一十二人		
二リーグニッツ				
一	グリュニンベルヒ	五万一千二百三人	グリュニンベルヒ	一万二千九百八十八人
二	フライスタット	四万九千九百四十三人		
三	ザーガン	五万五千五百三人	ザーガン	一万二百八十六人
四	スプロターウ	三万三千九百七十九人		
五	グロガーウ	六万九千七百五人	グロガーウ	一万四千八百八十九人
六	リューベン	三万二千二百七十一人		
七	プンツラーウ	五万八千二十五人		

八	ゾルドベルヒハイナール	四万八千七百二十五人		
九	ウイグニッツ	四万三千八百九十四人		
十	ヤウツメル	三万二千九百九十八人		
十一	シヨナーウ	二万五千四百八十二人		
十二	ボルゲンハイン	三万二千四十七人		
十三	ランデフト	四万九千一百十三人		
十四	ヒルシュベルヒ	六万五千六百六十六人	ヒルシュベルヒ	一万二千四百八十八人
十五	ローベンベルヒ	六万四千六百七十五人		
十六	ラウバーン	六万五千九百六十四人	ラウバーン	一万五千九百八十八人
十七	ギコルリッツ	四万八千四百八十六人		
十八	ローテンブルヒ	五万七千七百七十八人		
十九	ホイヒルシュベルヒ	三万七千七百二十五人		
	計	九十一万二千七百七十四人		

三ツツベルン縣		
一	マロイツブルヒ	四万七千七百九十三人
二	ローゼンベルヒ	四万五千八百二十四人
三	ツツベルン	十万三千五百二十四人
四	グルストレーリッツ	六万七千七百四十二人
五	ルブリートニッツ	四万三千七百四十四人
六	トーストグライビッツ	八万八千六百六十二人
七	タルノーヴィッツ	四万七千八百八十人
八	ボイテーン	十万三千三百六十九人
九	ツアープルチエ	四万五千九百九十四人
十	カトーヴィッツ	八万九千三百五十九人
十一	プレス	九万四千百二人
十二	リニープニッキ	七万七千二百十三人
		キヨトニフスヒエ ツテボイゲーン
		二万六千十四人 一万九千三百二十四人

十三	ラーチポール	十二万八千二百二十九人	ラーチポール	一万六千三百六十一人
十四	コーゼル	六万四千七百六十三人		
十五	レヲブシュツ	八万四千百九十九人	レヲブシュツ	一万千三百七人
十六	ノイスタット	八万八千六百四十八人	ノイスタット	一万二千二百六人
十七	フハルケンベルヒ	三万九千七百八人		
十八	ナイセ	九万二千二百六十七人	ナイセ	一万四千八百四十八人
十九	グロトカーウ	四万三千五百九十五人		
	計	百三十六万七千百十五人		
	シユレノデエン 州内ノ郡ノ數	六十一	邑ノ數	十九
	總計人口	三百五十一万四千四百三十一人		
⑨ サクソン州 一 マークデブルヒ縣				
一	ラーステルブルヒ	四万三千六百二十二		

二	ザルツォーエーデル	四万八千八百八十六人		
三	ガルデレーゲン	四万九千五百十五人		
四	ステンダール	五万二千三百七十六人	ステンダール	一万二千二百七十六人
五	ゼリホーフ 一	六万五千三百二十一	ブルヒ	一万四千九百四十八人
六	ゼリホーフ 二	五万三千三百八十六人		
七	カルベ	七万八千六百九十人	スタラースフル	一万二千二百六十二人
八	ワンツレーベン	六万九千十八人		
九	フルミユルステート	四万九千二百五十八人		
十	ノイハルデンスレーベン	五万一千百十二人		
十一	ラツセルスレーベン	四万六千二百十四人		
十二	アツセルスレーベン	六万三千五百九十三人	アツセルスレーベン リユードリンブルヒ	一万六千七百六十六人 一万六千七百八十七人
十三	ハルベルスタート	五万九千六百三十八人	ハルベルスタート	一万六千八百十四人
十四	ウエルニグロデー	二万三千三百四十六人		

		計	七十五万二千九百七十五人	
二メルセブリヒ縣				
一	リーベンウエルダー	四万四千七百十四人		
二	トルガウ	五万一千百四十八人		
三	シユワイミッツ	四万六百八十七人		
四	ウヒテンブルヒ	四万九千八百五十一人	ウヒテンブルヒ	一万七百六十八人
五	ウヒテルヘルド	四万九千九百九人		
六	ザールカライス	六万五千六百九十四人		
七	デリツチユ	五万七千四百四十九人	アイレンブルヒ	一万三百九人
八	マンスヘルド山郡	四万五千二百九十三人		
九	マンスヘルド海郡	六万八千五百六十二人	アイスレーベン	一万四千三百七十五人
十	ザンゲルハウゼン	六万五千八百五十七人		
十一	エツカルツベルガー	三万八千六百三十七人		

十二	クエールフルト	五万三千七百八十四人		
十三	メルセブルヒ	六万四千二百六十八人	メルセブルヒ	一万三千二百五人
十四	ワイセンヘルス	六万九千九百三十八人	ワイセンヘルス	一万五千九百七十六人
十五	ナウムブルヒ	二万七千四百七十八人	ナウムブルヒ	一万五千四百五十四人
十六	ツアイツ	四万三千二百八十八人	ツアイツ	一万六千四百三十九人
	計	八十三万五千三百六十一人		
三 エルフルト縣				
一	ノールドハウゼン	六万五千七百十八人	ノールドハウゼン	二万三千六百八十八人
二	ウオルビス	四万四千四百一人		
三	ハイリゲンスタート	三万七千九百七十八人		
四	ミュールハウゼン	五万二千二百二十五人	ミュールハウゼン	二万四百八十九人
五	ランゲンザルツア	三万四千五百六十八人		
六	ワイセンゼイ	二万六千七百一十一人		

七	エルフルト	二万八千八百三十八人		
八	ツイゲンリュック	一万五千百五十四人		
九	シユロイシングン	四万二千四十八人	ズール	一万四百四十二人
	計	三十四万二千六百六十三人		
	内ノ郡ノ數	三十九	邑ノ數	十七
總計州ノ數				
	プロイセン			
	ブランデンブルヒ			
	ボンメルン			
	シユレーヂェン			
	サクソン			
	ノ五州ナリ			

プロイセン州内ノ郡ノ數	五	二百九十三万三千四百四十一人	邑ノ數六
ブランデンブルヒ州内ノ郡ノ數	三十一	二百四万四千九百十六人	邑ノ數十四
ボンメルン州内ノ郡ノ數	二十八	百三十四万三千五百五十一人	邑ノ數七
シユレイヂェン州内ノ郡ノ數	六十一	三百五十万四千四百三十一人	邑ノ數十九
サクソン州内ノ郡ノ數	三十	百九十三万九百九十九人	邑ノ數十七
郡ノ總計	總	人口	邑ノ總計
二百十五	千七百七十五万三千九百三十八人	六十三	

イ表 郡總代權限

番號	郡總代ハ左ニ掲タル事件ニ付キ權限ヲ有ス	上訴期限	地方行政權限ノ條	注目
第一	一 地方警察官ノ命令及ヒ脅迫法 千八百八十年七月二十六日ノ行政編制法ニ從ヒ地方及ヒ郡警察官ノ命令ニ對スル故障	二週間	新編制法第四篇第五	故障ヲ爲サスシテ直チニ訴フルコトヲ得
第二	二 地方及ヒ郡警察官ノ脅迫法ヲ以テ脅カシ及ヒ	二週間	新編制法第五	故障ヲ爲サスシテ直チニ訴

決	之ヲ科スルコトニ對スル 故障	二村里ノ事件 千八百五十六年四月十四 日ノ東六州ノ村編制法「普 國法律全書三百五十九帖	篇 フルコトヲ得
第三	第一條第二項 村里ニ屬セ サル土地ヲ村里ニ結ヒ付 クルコト	縣輔佐 二週間 第四十 條第一 ヲ監督スル者 ハ郡總代ナリ	里ノ自 事件
第四	第一條第四項 土地ヲ村里 ヨリ離シテ他ノ村里ニ結 官ニ故	縣輔佐 二週間 第四十 條第二 可ヲ拒ミタル	故障ハ止メ許

決	ヒ付シルコトニ付キ許可 障	縣輔佐 二週間 第四十 條第三 可ヲ拒ミタル ハニ限リ爲ス コトヲ得	ルニ限リ爲ス コトヲ得
第五	第一條第六項 村里ノ區域ヲ 變シタルハ關係者間ノ權 利義務ヲ郡長ニテ定メタ ルコトヲ許可スルコト「双方ニ テ協議ヲ遂ケタル場合ニ 限ル」	縣輔佐 二週間 第四十 條第四 項	故障ハ止メ許
第六	第一條六項 村里ノ區域ヲ 變シタルハ關係者間ノ權 利義務ニ付キ起リタル訴 訟	控訴 二週間 第四十 條第五 項	

第七條	第二條	州輔佐	第四十
則ヲ認ムルコ	州輔佐	州輔佐	第四十
タルト其關係ヲ定ムル規	官ニ故	官ニ故	二條第
	障	障	一項及
			ヒ第五
			項
第八條	第三條ヨリ第七條マテ村ノ	州輔佐	二週間
投票權ヲ改正スル村會ノ	官ニ故		第四十
決定ヲ認ムルコ并投票權			二條第
障			二及ヒ
増補改正ヲ命スルコ			第二項
			ヨリ五
			項ヲ見
			合スヘ
			シ

第九條	第三條ヨリ第七條マテ及ヒ	控訴	二週間	第四十
地方行政權限法第四十二				
條五項	村會ノ決定ニ因			二條五
ルカ又ハ第八ノ郡總代ノ				項
命令ニ因テ投票權ヲ許サ				
ハルカ又ハ制限シタルニ				
因テノ訴訟				
第十條	第八條	州輔佐	二週間	第四十
ル規則ヲ認ムルコ	選舉村總代ヲ設ク	官ニ故		二條第
				三及ヒ
				第二項

第十條ノ第四	村ニ屬スル	縣輔佐	二週間	第四十	故障ハ止タ證
賣却スル方法ニ適ヒタル	官ニ故		三條ノ	セサルトニ限	
ヤ否ヲ公證スルコト	障		第二及	リ爲スコヲ得	
			ヒ第二		
			項ヲ見		
			合ス可		
			シ		
第十一條ヨリ第十三條マテ	州輔佐	二週間	第四十		
村費及ヒ力役ノ賦課法ヲ	官ニ故		二條第		
改正スル村會ノ決定ヲ認	障		四及ヒ		
ムルコト又ハ命令ヲ爲スコト			第二項		
普國訴訟法第五百十三條	縣輔佐	二週間	第四十		

第三十	村ニ對スル執行法ヲ定ム	官ニ故	三條第	
	ルコト	障	三	
千八百七十二年十二月十三				
日ノ郡規則				
第二十二條ノ第三項	村ノ	縣輔佐	二週間	第四十
申立ニ因リ輔佐人ノ員數	官ニ故		四條第	故障ハ止タ申
ヲ増加スルコト	障		一及ヒ	立ヲ拒ミタル
			二項	トニ限リ爲ス
			コヲ得	
第二十五條	第八條ヲ見合	控訴	二週間	
ヲ拒ミタル場合ノ裁判	ス可シ村ノ官吏ト爲ルコト			

第八十第	決七十第	決六十第
第二十八條一項七項及ヒ第三十四條 村長ノ職務費用ヲ償フ金高及ヒ輔佐人	第二十六條四項五項 村官 吏ノ代理人ヲ命スル承諾	第二十六條第三項 郡長ヨリ「地方行政權限法第四十條一項及ヒ郡規則第三條一項ヲ見合ス可シ」 村ノ官吏又ハ里長ノ認可ヲ拒ムルノ承諾
行政裁 二週間 第四十條	終身ナリトス	州輔佐 二週間 第四十條
七條	六條二項	六條 於テ爲スヘシ 故障ハ止タ共 認可ヲ拒ミヌルハニ限リ爲ス可シ

決二十第	決九十第	決
第二十八條六項及ヒ第四十條 一 土地所有者ト村ノ間ニ權理義務ヲ定ムル契約書ヲ認ムルコト	第二十八條第三十四條第十 八ニ記スル郡總代ノ決定ニ對スル故障ノ裁定	ノ正金立替高村ノ官吏ノ立 俸給及ヒ手當金并里長代理人ノ手當金ヲ確定スル
土地義 事件ヲ	障	立
第四十條	七條	縣輔佐 二週間 第四十條

ニ付キ爲シタル村長又ハ村會ノ裁定ニ對スル争訴	第二十五條	第四十九條 村ノ財産ヲ使用及ヒ收入ニ加ハルコニ付キ又ハ村ノ費用ヲ出ス可キ義務又ハ其賦科ニ付キ爲シタル裁定ニ付キ争訟	第二十二條	第五十條第一 村ヨリシテ精算書ヲ受取ルコトヲ拒ムカ又ハ其精算ノ義務ヲ免
		控訴		控訴
		二週間		二週間
		第四十 第二十四ノ如ク義務ニ付キ九條		第五十 條第二

第六條	カシムルコトヲ拒ミタルト共出納官吏ヨリ爲シタル訴訟	第二十七條	第五十條第二 村ノ官吏カ出納局ニ不足ヲ生セシメタルトニ其不足ヲ確定シ又ハ償還セシムルカ爲メ監督官署ノ訴訟
		裁判ハ	終審ニシテ止メ通常マ裁判所ニ訴フルコトヲ得
		第五十 通常裁判所ニ	第五十 條第二 於テ裁判ヲ終ルマテハ郡總代ノ判決ヲ執行ス可シ
		第	第五十一條 村里ニ於テ法
		控訴	
		二週間	
		第五十	

律ニ定メタル義務ヲ盡サ 、ルル之ニ對シ官署ヨリ 起シタル訴訟	第二十八條
第六十一條第四 村長又ハ 輔佐人其他村ノ官吏并ニ 里長ニ對スル懲戒裁判	第二十九條
控訴	第四週間
第六十 一條第 四	第六十 一條第 四
四週間ノ期限 ハ控訴ヲ爲ス ノ期限ナリ仍 ホ其理由書ヲ 差出スニハ十 四日ノ期限ア リ千八百五十 二年七月二十 八日ノ懲戒法 四十二條見合	一條

第三十號

三區ノ事件 地方行政權限法第六十條 ニ從ヘハ區ノ自治行政事 件ヲ監督スルモノハ郡總 代ナリ	第三十號
○郡規則	第五十七條
區長ノ代理人ト爲ス可キ 人ナキカ又ハ區長ト代理 人ニ同時ニ故障アリタル ハ區長ノ代理人ヲ命スル	區ニ於テ 州輔佐 二週間 第百五 十四條
障	

權限法附錄

第三	第三	第三	第三
第六十二條二項	第六十一條三項	第五十七條五項六項	第五十七條五項六項
區警察規則ヲ發スルニ付	道路又ハ水ノ經過又ハ其他ノ警察事件ノ數箇ノ區又ハ邑ニ關係アルル共事件ニ付キ命令ヲ發ス可キ區長又ハ邑長ヲ定ムルコト	區長終審	區長終審
地方及ヒ	終審	四條	第五十
終審	第五十	五條	第五十
八條	第五十		

第三	第三	第三	第三
第六十九條	第六十九條	第六十九條	第六十九條
區長ノ職務費用ノ償金及ヒ派出區長ノ手當金ヲ確定スルコト	區長ノ職務費用ノ償金及ヒ派出區長ノ手當金ヲ確定スルコト	區長ノ職務費用ノ償金及ヒ派出區長ノ手當金ヲ確定スルコト	區長ノ職務費用ノ償金及ヒ派出區長ノ手當金ヲ確定スルコト
行政裁	行政裁	行政裁	行政裁
二週間	二週間	二週間	二週間
第五十	第五十	第五十	第五十
六條	六條	六條	六條

權限法附錄

第三	第三	第三	第三
第五十七條第二	第五十七條第一	第五十三條	第五十三條
第四十五	第四十三	第五十	第五十
條投票ニ加ハルコトニ付キ	條ノ第三區ニ對スル執行官ニ故障ヲ定ムルコト	五條①ニ因テ廢セラレタ官ニ故障	五條①ニ因テ廢セラレタ官ニ故障
控訴	縣輔佐	官ニ故障	縣輔佐
二週間	二週間	二週間	二週間
第五十七條	第五十	第五十	第五十
七條第	四條第	三條	三條
執行スルコトヲ	判決ハ假リニ	可ヲ拒ミタル	故障ハ止メ許
		ハニ限リ爲ス	
		コヲ得	

○地方行政權限法
 第五十三條 (郡規則第五十
 五條①ニ因テ廢セラレタ
 官ニ故障
 リ)區ニ屬スル土地又ハ土
 地ニ屬スル權利ヲ賣却ス
 ルハ并ニ區ノ負債ヲ起ス
 ルノ許可

第四	第三	第十	第十
第五十七條第四	第五十七條第三	第五十七條第三	第五十七條第三
第五十	第四十九	第四十九	第四十九
條第一區ノ精算書ヲ受取ル	條區ノ財產ノ使用及ヒ	條區ノ財產ノ使用及ヒ	條區ノ財產ノ使用及ヒ
控訴	控訴	控訴	控訴
二週間	二週間	二週間	二週間
第五十七條	第五十	第五十	第五十
七條第	七條第	七條第	七條第
	義務者ニ對ス	義務者ニ對ス	義務者ニ對ス
	ル執行ヲ停止	ル執行ヲ停止	ル執行ヲ停止
	スルモノニ非	スルモノニ非	スルモノニ非
	ス	ス	ス

又ハ選舉ノ法律ニ適ヒタ
 ルヤ否ニ付キ爲シタル區
 總代ノ裁定ニ對スル訴訟
 第五十七條第三 第四十九
 條區ノ財產ノ使用及ヒ
 收入ニ加ハルコトニ付キ又
 ハ區費ヲ出ス可キ義務及
 ヒ其賦課ニ付キ爲シタル
 區總代ノ決定ニ對スル訴
 訟

裁 十	第 四 十 一 裁	第 四 十 二 第	第 十 四 第
ノヲ拒ムカ又ハ精算ノ義務ヲ免カレシメサルハ出納官吏ヨリ爲シタル訴訟	第五十七條第四第五十條第二區ノ官吏カ出納局ニ不足ヲ生セシメタルハ之ヲ確定シ及ヒ償ハシメンカ爲メ監督官署ヨリ爲シタル訴訟	第五十七條第五 第五十一條區ニ於テ法律上ノ義務ヲ盡サ、ルハ區ニ對シ官	終審ナ リトス 但通常 裁判所 ニ訴フ ルヲ得
四	四	四	二週間 第五十條第 七條第 五
	判決ハ假リニ 執行スルヲ 得		

裁	第 四 十 三 決	第 四 十 四 決	第 六 十 一 第
署ヨリ起シタル訴訟	第五十九條 警察事件ニ非サル事件ニ付キ區長ヨリ發シタル命令ニ對スル故障	第六十一條第二 (改正郡規則第六十八條) 區長ニ對シ懲罰ヲ科スルコト	第六十一條第七 (改正郡規則第六十一條第七)
縣輔佐 ニ對シ 官ニ故 九條	縣輔佐 ニ對シ 官ニ故 八條	縣輔佐 ニ對シ 官ニ故 八條	縣輔佐 ニ對シ 官ニ故 八條
二週間 第五十 條	二週間 第五十 條	二週間 第六十 條	四週間 郡規則 四週間ノ期限
		縣輔佐官ノ決 定ニ對シテハ 上等行政裁判 所ニ訴フルコ トヲ得	

裁五十四

則第六十八條(區長ノ職務ヲ免スル裁判

六十八ハ控訴期限トス其理由書ヲ差出スニハ仍

ホ十四日ノ期限アリ千八百

五十二年七月二十一日ノ懲

戒法第四十二條

十四第

四郡ノ事件

○郡規則

第八條 郡ノ行政又ハ代理ニ關スル無給ノ職務ヲ奉

二週間

裁六

スルコトヲ拒ミタルトノ裁判

第

第九十九條 第一百一條 郡會 縣輔佐 二週間

議員選舉ノ爲メ合併投票官ニ故

權ヲ有セシメンカ爲メ村障

里ヲ合併スルコト

第

百三條 百四條 村邑ノ 縣輔佐 二週間 第六十

選舉組合ニ於テ選舉ス可官ニ故

キ郡會議員ノ選舉地方ヲ障

定ムルコト

二條新 法五十 五條

第

百十條 ヨリ 百十二條マ 縣行政 四週間 第六十

決九十四第	決八十四第	決④七十四
第七十條及ヒ第六十一條第 二 郡ノ官吏ニ對シ懲罰 ヲ科スルコト	第六十五條(新郡規則第十 九條)郡費ヲ科スルコト又ハ 其多少ニ對スル故障ノ裁 定	テ 郡會議員ヲ選舉スル 爲メ投票權ヲ有スル者ノ 氏名簿及ヒ投票權ヲ分配 スル表ヲ作ルコト ○地方行政權限法
縣行政 二週間 第七十 條	縣行政 二週間 第六十 五條新 郡規則 十九條 十九條見合	裁判所 ニ訴訟 三條 新郡規 則百十 條

一十五第	裁十五第
第六十條ヨリ第六十二條マ テ貧窮民救助組合間ニ起 リタル争ヒノ仲裁裁判又 リトス	第七十條(新行政編制法 第三十二條)郡ノ官吏ニ對 スル懲戒裁判 五貧窮民事件 千八百七十一年三月八日 ノ貧窮民救助管轄ニ關ス ル獨逸法律ヲ普國ニ施行 スル法律(普國法律全書百 三十帖)
終審ナ 六條第 員ニ代リタル ナリ	控訴 四週間 第七十 條

權限法附錄

裁	ハ協議ヲ遂ケシムルコト	第六十三條	窮民ニ救助ヲ爲スコト及ヒ其金ノ多少及ヒ方法ニ付キ發シタル地方貧民救助組合ノ命令ニ對スル貧民ヨリノ故障但邑ニ非サル所ノ組合ヨリ發シタル命令ニ限ル可シ	第五十條	窮民救助組合ト窮民ヲ救助ス可キ義務者間トノ間ニ起リタル訴訟	第三十條	
		縣輔佐					
		二週間					
		第七十條	故障ハ又地方	第七十條			
		五條①	貧窮民救助組合ヨリモ爲ス	第六條			
			コトヲ得	二			

裁		第六十五條	窮民救助組合ト窮民ヲ救助ス可キ義務者間トノ間ニ起リタル訴訟	第五十條	窮民救助組合ト窮民ヲ救助ス可キ義務者間トノ間ニ起リタル訴訟	第三十條	
		終審但					
		二週間					
		第七十條	控訴ハ止メ通	第七十條	控訴ハ止メ通		
		七條	常裁判所ニ訴フルコト能ハサルコトニ限ル邑ノ學校ニ付テ				
			ホノ表十三號ヲ見合ス可シ				

權限法附錄

第五十條

第七十八條 左ニ掲クル事
 件ニ付キ學校ヲ建築及ヒ
 保存ス可キ義務者間又ハ
 義務者ト學校監督官署ノ
 間ニ起リタル争訟
 一學校新築及ヒ修繕ノ必
 用ナルヤ否及ヒ其方法
 ニ付キ
 二建築費用ヲ出スヘキ義
 務及ヒ義務者間ニ其費
 用ヲ分配スルコトニ付キ
 但邑ニ非サル所ノ學校
 ニ限ル可シ

控訴

二週間

第七十
八條

行政裁判ヲ爲
 スニハ第七十
 九條ヲ適用ス
 可シニノ事件
 ニ付テハ通常
 裁判所ニ訴フ
 ルコトヲ得邑ノ
 學校ニ於テハ
 ホノ表十四號
 ヲ見ル可シ

第五十六條

七軍人旅宿事件
 一千八百六十八年六月廿
 五日ノ平時軍人旅宿規
 則獨逸法律全書五
 百二十三帖
 二千八百七十五年二月十
 三日ノ物品供給規則獨
 逸法律全書五十二帖
 第六條四項一 邑ニ非サル
 所ニ於テ作リタル旅宿表
 ニ對スル故障

行政裁
 二週間
 第八十
 九條
 立
 ヲン申
 判ヲ爲

決七十五第	第六條四項 第五十六ノ郡 總代ノ決定ニ對スル裁判	控訴	二週間	第八十 一條二 項
決八十五第	第七條三項ヨリ五項マテノ 一及ヒ第七條二項ノ二 旅宿其他物品ヲ邑ニ非ッ ル村ニ割付クル爲メノ村 會ノ決議又ハ地方規則ノ 認可	州輔佐 官ニ故 障	二週間	第八十 故障ハ止メ認 可ヲ拒ミタル 一及ヒ 限リ爲ス 第二項 ヲ得
決九十五第	第七條末項ノ一 村ト合併 セサル里ニ旅宿ノ義務ヲ 負ハシムルコト	縣輔佐 官ニ故 障	二週間	第八十 條第二

決十六第	八衛生及ヒ獸病警察事件 ○地方行政權限法 第八十二條 強ヒテ村里ニ 衛生又ハ獸病ノ爲メ警察 上ノ處分ヲ爲スコト ○千八百七十五年六月二 十五日ノ獸病ヲ豫防スル 規則(普國法律全書三百六 帖)	州輔佐 官ニ故 障	二週間	第八十 二條
決一十六第	第六十三條第二項 警察官 ノ命令ニ因テ殺シタル獸 類ノ償金ヲ評定セシムル カ爲メ仲裁人ヲ命スルコト	警察官 終審		

權限法附錄

第九 第四條	九田島警察 千八百四十七年十一月一日ノ田島警察規則(普國法律全書三百七十六帖) 千八百八十年四月一日ノ田島及ヒ山林規則ノ新法ニ因テ廢セラレタリ(普國法律全書二百三十帖) 十獸獵警察 千八百五十年三月七日ノ獸獵警察規則(普國法律全書百六十五帖)	縣輔佐 二週間 第八十
-----------	---	-------------------

決四十六

第六十六 第七條	第七條一項 森林ニ闕マレタル土地ノ獸獵ヲ期限ヲ定メテ貸付クルコ又ハ獸獵ヲ止ムルコニ付キ訴訟	官ニ故 障 控訴 二週間 第九十 一條第 二項
第六十五 第七條二項	第六十五ノ場合ニ於テ協議ヲ遂ケサルハニ償金ヲ定ムルコ	終審但 通常裁 判所ニ 訴フル コヲ得

第九條	一 獸獵區ヲ作クル	終審	第八十
第六十七條	土地カ同郡内ノ數村ニ跨 リタルハ其土地所有者ノ 代理ヲ爲ス可キ村ノ官署 ヲ定ムルヲ		八條①
第六十八條	第十一條 村ノ官署ニテ確 定シタル獸獵貸付金ノ分 配及ヒ備ヒタル獵師ノ獲 タル獸類賣却高分配ニ付 キ訴訟	終審但 二十一日 通常裁 日 二條 判所ニ 訴フル ヲ得	第九十
第六十六條	第十二條第二項 外國人ヲ 獸獵區借り受け人ト爲ス	縣輔佐 二週間 官ニ故	第八十 九條

決九

許可	十一 山林警察 千八百四十三年三月五 日ノ山林ノ木葉ヲ掻集 メル權ニ付キ布告(千八 百八十一年四月一日ノ 法律ニ因テ廢セラレタ リ)	障	
	十二 山林保護 千八百七十五年七月六日 ノ山林防護及ヒ山林組合 規則(普國法律全書四百十 六條)		此法律ニ從ヘ ハ郡總代ハ山 林防護裁判所 トシテ裁判ヲ 爲スナリ

第	裁二十七第	裁一十七第
第七條	第三十一條	第七條
山林ヲ防護スル方	山林組合ヲ作	山林ヲ防護スル方
控訴	控訴	控訴
日 二十一	日 二十一	日 二十一
法ヲ命令シ及ヒ共償却及		ヒ費用ヲ裁判スルコ
十三水利警察		
千八百十一年十一月十五		
日ノ水ノ經過規則(普國法		
律全書三百五十二帖)		
水閘ノ高低ヲ決定		
終審		
第九十		

七第	決五十七第	裁四十七第	決三十七
第六條第五條ノ第一句	第六條第五條第一句	第五條第二句	命スルコ
第七十五ノ決定ニ對スル裁	者間ニ争訟ノ起リタルト	文ナキト鑑定委員ニテ定	セシムル爲メ鑑定委員ヲ
通常裁	假リニ裁定ヲ發シテ水面	メタル水面ニ對スル訴訟	立
控訴但	行政裁	控訴	九條第
二週間	二週間	二週間	一項
第九十	第九十	第九十	二條二
九條第	九條第	項	三項

第 十 八 裁	第 七 十 七 裁	第 九 十 七 決
第 二 十 五 條 第 二 十 六 條 仲 裁 裁 判 所 ノ 裁 判 ニ 對 ス ル 訴 へ	第 十 條 溝 又 ハ 水 流 シ 浚 フ ル 義 務 ニ 付 キ 關 係 者 間 ニ 起 リ タ ル 爭 訟	第 二 十 二 條 第 二 十 三 條 第 二 十 五 條 及 ヒ 第 二 十 七 條 仲 裁 裁 判 官 ヲ 選 ブ 可 キ 命 令 仲 裁 裁 判 長 并 期 限 內 ニ 選 ハ サ ル 裁 判 官 ヲ 命 ス ル コト 仲 裁 裁 判 所 ノ 權 限 ヲ 與 フ ル
控 訴	終 審 但 通 常 裁 判 所 ニ 訴 フル 可 シ 得	終 審
二 週 間	二 週 間	三 週 間
第 百 五 條	第 九 十 八 條	第 百 三 條
內 ニ 爲 ス 可 シ		
訴 へ ハ 六 週 間		

第 十 七 裁	第 十 七 裁	第 十 六 裁
第 十 一 條 ヨ リ 第 十 八 條 マ テ 水 ノ 經 過 シ 付 ケ ン 申 立 ニ 付 キ 裁 判	第 十 條 溝 又 ハ 水 流 シ 浚 フ ル 義 務 ニ 付 キ 關 係 者 間 ニ 起 リ タ ル 爭 訟	第 十 六 條 判 所 ニ 控 訴 ス ル コト 得
控 訴	終 審 但 通 常 裁 判 所 ニ 訴 フル 可 シ 得	控 訴 ス ル コト 得
二 週 間	二 週 間	三 週 間
第 百 條	第 九 十 八 條	第 九 十 三 條

決一十八第	裁二十八第
第二十八條ヨリ第三十條マテ及ヒ第三十三條左ノ事柄ニ付決定ヲ爲ス可シ	第二十八條ヨリ第三十條マテ及ヒ第三十三條第八十
① 正當ナラサル仲裁裁判官ヲ黜クルコト	一ノ決定ニ對スル裁判
② 仲裁裁判官タルコトヲ拒ム理由ノ正當ナルヤ否	○千八百六十七年二月九
③ 仲裁裁判官ノ旅費日當ヲ定ムルコト	
行政裁二週間	終審
第四百四條第一ヨリ第三マテ及第二項	第四百四條ノ第一ヨリ第三マ

決四十八第	裁三十第八第
第三條溝及ヒ水流ヲ浚フル義務ヲ定メタル規則ヲ發スルコト	第二條溝及ヒ水流ヲ浚フルコトニ付キ關係者間ニ生シタル争
縣輔佐二週間	終審但通常裁判所ニ訴フルコトヲ得
第九十條七條	第九十條八條
	第二項
	テ及ヒ

日ノアイホールボシメルン及ヒリユーゲンニ於ケル水ノ經過規則(普國法律全書二百二十帖)

權限法附錄

第五十八條	第六十八條	第七十八條	第八十條
第五條 水開ノ水面ヲ定ム終審 ル爲メニ鑑定委員ヲ命スルヲ	第九條 契約等ノ明文ナキ ルニ鑑定委員ノ定メタル 水面ニ對スル訴	第十條及第八條 關係者間 ニ争ノ起リタルル假リニ 裁定ヲ發シテ水面ヲ定ム ルヲ	第十條及第八條 關係者間 行政裁 二週間 第九十 控訴 二週間 第九十 立 三項 九條第 三項

第八十條	第八十條	第九十條	第九十條	第九十條
七ノ決定ニ對スル裁判 但通常 二條第 裁判所 三項 ニ控訴 スルヲ ヲ得	第十四條ヨリ第十六條マテ 及ヒ第十八條ヨリ第二十 條マテ 水ノ經過(水落シ 仕掛)ヲ付ケン中立ニ付キ 裁判	第十四條ヨリ第十六條マテ 及ヒ第十八條ヨリ第二十 條マテ 水ノ經過(水落シ 仕掛)ヲ付ケン中立ニ付キ 裁判	第二十一條第二項 手續ヲ 繼續ス可キヤ否ノ決定 行政裁 二週間 第百一 判ヲ爲 條	第十四條ヨリ第十六條マテ 及ヒ第十八條ヨリ第二十 條マテ 水ノ經過(水落シ 仕掛)ヲ付ケン中立ニ付キ 裁判

第	決二十九第	裁一十九第	決
第二十四條及ヒ第二十七條	第二十三條ヨリ第二十六條	第二十一條第二項	第九十
行政裁二週間	終審	終審	立
第百四	第百三	第百二	第百一
第百四	第百三	第百二	第百一
限ヲ與フルヲ	命スルヲ仲裁裁判所ノ權	マテ仲裁裁判官ヲ選フ可	キ命令仲裁裁判長并ニ期
	限内ニ選ハサル裁判官ヲ		

裁四十九第	決三十九
第二十四條第二十七條第九	左ノ事件ニ付キ決定ヲ爲
十三ノ決定ニ對スル裁判	スヘシ
終審	立
第百四	第百三
第百四	第百三
	官ヲ黜クルヲ
	拒
	否
	日當
	ヲ定ムルヲ
	日當
	ヲ定ムルヲ
	日當
	ヲ定ムルヲ

權限法附錄

第九十五條

第二十六條 仲裁ヤ判官ノ
判決ニ對スル訴訟

二週間 第五百
其訴ハ六週間

條 内ニ爲スヘシ

千八百四十六年一月二十
三日ノ水落仕掛ヲ設クル
公告及ヒ期滿失權期限(普
國法律全書二十六帖)千八
百五十三年五月十一日ノ
法律第三條(普國法律全書
百八十二帖)千八百六十七
年二月九日ノ法律第二十
九帖

第九條

第五條

水落仕掛ヲ設クル

再ヒ期

六週間

第五百八

六週間ノ期限

第九十六條

コニ付キ期滿失權ノ裁定
限ヲ許
ヲ爲スコ
サン申
立

條ノ二ニ付テハ千八

項 百四十六年一

月二十三日ノ

法律第七條ヲ

見合スヘシ

第九十七條

第七條 第九十六ノ期滿失
權ノ裁定ニ對スル申立ノ
裁判

二週間 第八百

條第二

項

○千八百四十三年二月二
十八日ノ私有川ノ使用規
則(普國法律全書第四十一
帖)

第九十條 裁		第九十條 決	
第七條 私有川ヲ浚フルコ ノ義務ニ付キ關係者間ニ 生シタル争ヒ	終審 但通常 裁判所 ニ訴フ ルコヲ 得	第二十二條 水ヲ濫ク仕掛 テ設クルト豫メノ公告期 限内ニ申出サルカ爲メ故 障ヲ爲スノ權ヲ失ハシム ルノ決定	天災等 ノ場合 ニ再ヒ 期限改 復ノ申 立
第九十條	第九十八條	第九十八條 期限ニ付テハ 千八百四十三年二月廿八日 ノ法律二十二 條三項ヲ見合 スヘシ	

第九十條 裁		第九十條 決	
第二十二條 第三項 第九十九 ノ決定ニ對シ期限ヲ改復 セシコヲ申出タル裁判	控訴 二週間 第九十八 條二項	第二十三條 第十六條㊟及 第十七條ニ從ヒ水ヲ濫 ク仕掛テ設クルコトニ付キ 訴出テタル裁判	控訴 二週間 第九十九 條
第三十二條 耕作ノ利益ト 爲ルヤ否ヲ定ムルコト	州輔佐 ニ週間 第一百十 條	第三十三條 其他ノ手續ノ 終審	第一百十 條

權限法附錄

裁六百第	決五百第	裁四百第	決三
第四十五條ヨリ第四十七條	第四十五條	第三十三條ヨリ第四十四條	爲メ委員ヲ命スルコ
マテ及ヒ第五十四條第五	ルコ	マテ水ヲ濫ク仕掛ノ圖	
十五條 損害償金ヲ確定		面ニ對スル故障申立ノ裁	
務解放	終審	判及ヒ圖面ヲ定スルコ	
土地義			
六週間			
第一百	第一百	第一百	一
二條	二條	一條	
共期限ニ付テ			
ハ千八百四十			
三年二月廿八			
日ノ法律第四			

裁七百第	決七百第
第十四 漁獵警察	第五十二條第五十三條 假
○千八百七十四年五月三十	リニ仕掛ヲ設クル許可ヲ
日ノ漁獵規則(普國法律全	得ン申立及ヒ之レカ爲メ
書第九十七帖)	出スヘキ保證金ノ高ヲ定
	ムルコ
	第一百
	四條
	第十七條及第五
	十二條ヲ見合
	スヘシ

權限法附錄

第九條及ヒ第十條 合ノ監督	漁獵組 行政裁 判ヲ爲 サン申 立	二週間 第二百十 八條	監督ノ爲メ發 シタル命令ニ 對シ行政裁判 ヲ爲サン申立 ヲ爲スコトヲ得
第九條及ヒ第十條 ノ命令ニ對スル訴ノ裁判	控訴	二十一日 第二百十 八條	
左ニ掲ケル事件ニ付キ漁 獵組合頭取ヨリ發シタル 決定ニ對スル訴訟	終審 但通常 裁判所	第二百十 九條	判決ハ假ニ執 行スルコトヲ得
①組合ノ費用ヲ負擔スヘ キ義務ニ付キ	ニ訴フ ルコトヲ		

第十條 第十六條ヨリ第二十五條 迄左ニ掲ケル營業上ノ 仕掛ヲ設ケル許可ヲ與 フルコト	工部卿 二週間 第二百二 十三條	人口一万人以 上ヲ有スル邑 及第百 廿七條 郡總代ニ代リ テ許可ヲ爲ス ナリ
第十五營業警察 千八百六十九年六月廿一 日ノ獨逸營業規則(獨逸法 律全書二百四十五帖)		
②組合ノ漁獵ヨリ獲タル得 物ノ分配ニ加ハル權ニ 付キ		
第十條 第十七條ヨリ第二十五條 迄左ニ掲ケル營業上ノ 仕掛ヲ設ケル許可ヲ與 フルコト	工部卿 二週間 第二百二 十五條	人口一万人以 上ヲ有スル邑 及第百 廿七條 郡總代ニ代リ テ許可ヲ爲ス ナリ

テールヲ製スル所、アスハ
 ルト及ヒ「ベツヒ」ヲ製ス
 ル所、硝子製造所、石灰及ヒ
 煉化石及ヒ「ギブス」ノ竈ヲ
 設クル所、礦鐵ヲ鑄ル所、鍛
 冶所、晒曝所、漆製造所、洗濯
 糊製造所、「シユロツプ」製造
 所、蠟引所、獸類ノ腸ヲ製ス
 ル所、紙瓦製造所、膠、肝油、石
 鹼製造所、骨ヲ煮燒晒ス所、
 獸類ノ毛ヲ精製スル所、蠟
 燭製造所、屠場、染革所、剥皮
 所、製紙所、水車、蒸氣釜ノ爲
 メニ水閘ヲ設クルコト及ヒ

ヲ見合
スヘシ

蒸氣釜其他鐵製ノ桶ヲ釘
 ニテノル製造場ノ爲メニ
 設クル水閘

第百二十 決

第三十三條 第三十四條 旅
 店酒肆ヲ設ケ及ヒ燒酎小
 賣ヲ爲スコト及ヒ毒物販賣
 ノ許可ヲ與フルコト(故障ヲ
 申立サルルニ限ル)

二週間

第百廿 許可ハ百十一

八條 第ニ於ケル如ク

百三十 故障ヲ申立サ

五條ヲルルニ與フヘ

見合スシ

ヘシ

第百三十

第三十三條 第三十四條 許
 可ヲ拒ムカ又ハ故障ヲ申
 立タルル第百十二ノ申立

二週間

第百廿 行政裁判ヲ爲

八條 申立ハ止

タ許可ヲ拒ミ

權限法附錄

裁	ニ付テノ裁判	タルルニ限ル ヘシ
第百四十條	第三十五條 舞踏体操水泳ヲ教授スルヲ禁シ古物販賣及ヒ典當舖人足宿ヲ禁スルヲ但管轄官署ヨリ訴出タル上ニテ	二週間 第百三十三條 人口一万人以上ヲ有スル邑 第一 ニテハ縣行政裁判所ニテ裁判スヘシ 表 廿五ヲ見合ス ヘシ
第百十條	第三十七條 公ケノ通行ヲ便利ニスルカ爲メノ營業(馬車ノ類)ヂンストマンノ	二週間 第百三十三條 第一

裁	テ	官署ヨリ訴出タル上ニ
第百六十條	第四十三條 印刷物ヲ販賣スル業ノ許可ヲ拒ミ又ハ營業ニ非スシテ印刷物ヲ公ケニ廣ムルヲ禁スル 一(千八百七十四年五月七日ノ出版條例第五條)地方警察官署ノ命令ニ對スル 訴訟	二週間 第百卅三條 第百卅三條 第百卅三條 見合ス ヘシ
第百三十三條	第五十三條 旅店酒肆及ヒ	二週間 第百三十三條 第百十四ト同

裁七十百	燒酎小賣毒物販賣ノ許可 ヲ取上クルヲ但管轄官署 ヨリ訴出タル上	第二 十三條
八十百第	十六保險事件 千八百三十七年五月八日 ノ動産火災保險規則(普國 法律全書第百二帖)千八百 四十一年五月三十日ノ布 告ヲ見合スヘシ(普國法律 全書第百二十二帖) 第四條 保險高ヲ動産ノ價 ト同一ニ爲サシムル地方 警察官署ノ命令ニ對スル	二週間 第一 第十八條 第一 ニテハ縣行政

裁九十百第	第十四條第十五條 保險證 書又ハ期限ヲ延ハス證書 ヲ交付スルヲ許可スル ヲ拒ム地方警察官署ノ命 令ニ對スル訴	二週間 第二 第十八條	裁判所ニ訴フ ヘシ(表三十 九ヨリ四十一 ヲ見合スヘシ
裁十二百第	第十八條第十九條 保險高 ヲ拂フヲ拒ム地方警察 官署ノ申立ニ對スル訴	二週間 第三 第十八條	第百四 第百十八ニ同 レ

權限法附錄

裁一十二百第

二十二百第

十七 建築警察

○ 地方行政權限法

第百五十五條ヲ廢シテ千八

百七十五年七月二日ノ法

律アリ(普國法律全書五百

六十一帖)

○ 千八百七十五年七月二日

ノ邑及ヒ村里ニ道路明地

ヲ作り又ハ之ヲ改正スル

規則(普國法律全書五百六

十一帖)

第一條第五條 道路線及ヒ

建築線ヲ定ムルコノ必用

ナル哉否ニ付キ決定

縣輔佐 廿一日

官ニ故

障

一万人以上ノ

人口ヲ有スル

邑ニ於ケルカ

決

決三十二百第

第八條第九條

建築圖面ニ 同上

同上

同上

對スル故障ノ決定(道路線

及ヒ建築線ヲ定ムルコ)

又ハ其邑ノ關

係スルハ縣

輔佐官決定ス

可シ

十八他ヨリ移住スルコ及ヒ

土地ヲ拆クコ

○ 千八百七十六年八月廿五

日ノ土地ヲ拆キタルハ公

ケノ費用ヲ其土地ニ分配

裁八十二百第	決七十二百第	決六
第十九條以下 郡總代ノ決定ニ對スル訴 ノ裁判	第十八條及ヒ第十九條他ヨ リ移住スルコヲ許可スル コ	官署ノ裁定ニ對スル訴訟
十九土地ヲ買上クルコ ○千八百七十四年六月十一 日ノ土地買上規則(普國法	行政裁 判ヲ爲 カン申 立	
	十日内	
		ヲ中立ヘシ

權限法附錄

五百十五

十二百第	裁五十二百第	裁四十二百第
第十七條 他ヨリ移住スル コヲ許可セサル地方警察	第十一條 假リニ費用分配 法ヲ決定スルコ	第九條 費用分配法ニ對ス ル訴
控訴	終審但 通常裁 判所ニ 訴フル コヲ得	控訴
十日	廿一日	廿一日
十日内ニ控訴 ヲ爲ス可キコ		

五百十四

律全書二百二十一帖		
第五十三條第一項ノ第一	縣輔佐	十日内
道路ヲ作ルニ付キ如何ナ	官ニ故	第一百八條
ル義務者ヨリ共物件ヲ供		ハ同法律第五
ス可キヤヲ定ムルコ		十三條第二項
		ヲ見合ス可シ
第二 假リニ損害ノ償金ヲ	通常裁	九十日
定ムルコ	判所ニ	第一百五條
	訴フル	十八條
	コヲ得	同法律ノ第五
		十三條第三項
		ヲ見合ス可シ
二十死生婚姻事件		
○千八百七十四年三月九日		
ノ死生婚姻ヲ公證スル規		

決 十 三 百 第

則(普國法律全書九十五帖)		
第五條二項 死生婚姻ヲ公	縣行政	④ノ表第四十
證ス可キ官署所在ノ地ニ	裁判所	九號ヲ見合ス
非ラスシテ共事務ヲ擔任	ニ訴訟	可シ
スルカ爲メ共費用ヲ決定		
スルコ		
第七條 村里ニ於ケル死生	州輔佐	第一百六
婚姻ヲ公證スル事務ヲ監	官ニ故	十條
督スルコ		
二十一貯金預リ役所ノコ		
○千八百三十八年十二月十		
二日ノ規則(普國法律全書		

決 一 十 三 百 第

決二十三第

千八百三十九年ノ第五帖

村里ニ於テ貯金預リ役所
ヲ設クルニ付キ政府ノ許
官ニ故

二週間

第五百

故障ハ止メ許

十二條

可セサルルニ

第四項

限ル

二十二 陪審表ノ

○千八百四十九年一月三日
ノ布告(普國法律全書十四
帖)

此布告ハ千八百八十年ノ
裁判所編制規則第八十五
條及ヒ第三十七條ヨリ第
三十九條マテ及ヒ第四十

四十三第

一條ニ因テ廢止セラレタ
リ

二十三警察規則ヲ發スル權

○地方行政權限法

新行政規則第六編ニ因ル

可シ

○郡規則

新行政規則第六編ニ因ル

可シ

ロノ表 郷總代權限

番 號	郷總代ハ左ニ掲クル事件ニ付權限ヲ有ス	上訴期限	地方行政權限法ノ條	注 目
第一	一貧窮民事件 ○千八百七十一年三月八日ノ獨逸貧窮民救助管轄規則ヲ普國ニ施行スル法律(普國法律全書百三十帖)			
第一	第六十條ヨリ第六十二條マテ窮民救助組合同ニ起リタル爭訟ニ付キ仲裁々判ヲ爲シ又ハ協議ヲ遂ケシ	終審		
第一			第七十六條第	

權限法附錄

第二 裁

ムルヲ

第六十五條

窮民ヲ救助ス終審

ルコニ付キ組合ト窮民ノ

但通常

家屬トノ間ニ起リタル争

裁判所

訟

ニ訴フ

ルコヲ

得

第七十

六條第

二

二 獸病警察

○千八百七十五年六月廿五

日ノ獸病豫防規則(普國法

律全書三百六帖)

第三 決

第六十三條第二項

警察官

ノ命令ニ因テ殺シタル獸

類ノ損害賠償ヲ評定セシ

メンカ爲メ鑑定人ヲ命ス

ルヲ

此法律ハ千八百八十一年

三月十二日ノ獨逸獸病豫

防規則ヲ施行スル法律ニ

因テ廢セラレタリ(普國法

律全書百廿八帖)

三 獸獵警察

○千八百五十年三月七日ノ

獸獵規則(普國法律全書百

六十五帖

第七條一項 森林ニ因テ圍控訴

二週間 第九十

マレタル土地ニ於ケル獸

一條第

獵ヲ貸付ケ又ハ獸獵ヲ中

二項

止セン訴

第七條第二項 第四ノ場合 終審

第九十

ニ於テ協議ヲ遂ケサルト

但通常

一條第

償金ヲ定ムルコ

裁判所

二項

ニ訴フ

ルコヲ

得

四 水利警察

○千八百十一年十一月十五日ノ水ノ經過規則(普國法律全書三百五十二帖)

第二條 水閘ノ水面ヲ定メ 終審

第九十

シムル爲メニ鑑定人ヲ命

九條第

スルコ

一項

第五條第二句 契約等ニ明 控訴

二週間 第九十

文ナキト鑑定委員ニテ定

九條第

メタル水面ニ對スル訴

二項

第六條及ヒ第五條一句 關 行政裁

二週間 第九十

第八 係者間ニ争訟ノ起リタル判ヲ爲 ル假リニ裁定ヲ發シノ水 面ヲ定ムルコ 立	第九 第六條及ヒ第五條一句 第八ノ決定ニ對スル訴ノ裁 判 控訴 二週間 第九 九條第 三項	第十 第十條 溝及ヒ水流ヲ浚フ コニ付キ關係者間ニ起リ タル争訟 終審 但通常 裁判所 ニ訴フ ルコヲ 得
--	---	--

第十 第十一條ヨリ第十八條マテ 水ノ經過ヲ付ケン申立ニ 付テノ裁判	第二十 第二十二條及ヒ第二十三條 第二十五條第二十七條 仲裁裁判官ヲ選舉ス可キ 命令、裁判長並選舉ヲ怠リ タル裁判官ヲ命スルコ、裁 判所ニ權限ヲ與フルコ	第三十 第二十五條第二十六條 仲裁裁判所ノ判決ニ對スル 控訴 二週間 第五百 條 共訴ハ六週間 内ニ爲ス可シ
--	--	--

權限法附錄

裁	訴訟	第二十八條ヨリ第三十條マ	行政裁 二週間 第四百
第十	テ及ヒ第三十三條左ノ事	判ヲ爲	條ヨリ
四	件ニ付キ決定ヲ爲ス	サン申	第三マ
決	① 正當ナラサル仲裁々判立		テ及ヒ
	官ヲ黜クル		第二項
	② 仲裁裁判官タルヲ拒		
	ム理由ノ正當ナルヤ否		
	ヤニ付キ		
	③ 仲裁裁判官ノ旅費日當		
	ヲ定ムルコニ付キ		
第	第二十八條ヨリ第三十條マ	終審	第四百

裁五十

裁六十第

テ及ヒ第三十三條第十四	ノ決定ニ對スル裁判	
○千八百六十七年二月九日	ノ「ノイホンメルン」及ヒ「リ	
ユーゲン」ニ於ケル水ノ經	過規則(普國法律全書二百	
二十帖)		
第二條 溝及ヒ水利ヲ浚フ	終審	第九十
可キ義務ニ付キ關係者間	通常裁	八條
ニ起リタル争訟	判所ニ	

條ノ一
ヨリ三
マテ及
ヒ二項

權限法附錄

第九十條 裁	第八十條 決	第七十條 決
第九條 契約等ニ明文ナキ ニ鑑定委員ニ因テ定メタ ル水面ニ對スル訴	第五條 水開ノ水面ヲ定メ ンカ爲メ鑑定人ヲ命スル コ	第三條 溝水流ヲ浚フ可キ 義務ヲ定ムル規則ヲ發ス ルコ
控訴	終審	縣輔佐 官ニ故 障
二週間 第九十 九條第 二項	一項 第九十 九條第 九項	二週間 第九十 七條

第二十條 二	第十二條 裁	第十二條 決
第十四條ヨリ第十六條マテ 及ヒ第十八條ヨリ第二十 條マテ水ノ經過ヲ付ケ ン爲メノ申立(水ヲ落ス仕	第十條及ヒ第八條 ノ決定ニ對スル裁判	第十條及ヒ第八條 關係者 間ニ争ヒノ起リタル假 リニ裁定ヲ發シテ水面ヲ 定ムルコ
控訴	控訴	行政裁 判ヲ爲 サン申 立
二週間 第百條	二週間 第九十 九條第 三項	二週間 第九十 九條第 三項

裁 掛	第二十一條第二項 手續ヲ行政裁 二週間 第一百 條	第二十二條 第三 項 手續ヲ行政裁 二週間 第一百 條	第二十一條第二項 第二 十終審	第二十三條ヨリ第二十六條終審	第二十二條 第三 項 第三 項 第三 項 第三 項
--------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------	----------------	---------------------------------------

決
スルコト仲裁裁判所ノ権限
ヲ與フルコト

第二十四條及ヒ第二十七條

左ノ事件ニ付テノ決定

① 正當ナルナル仲裁裁判

官ヲ黜クルコト

② 仲裁裁判官タルコトヲ拒

ム理由ノ正當ナルヤ否

ニ付キ

③ 仲裁裁判官ノ旅費日當

ヲ定ムルコト

④ 鑑定委員ノ旅費日當ヲ

定ムルコト

行政裁 二週間 第四百
條

判ヲ爲

サン申

立

第七十二第 第二十四條ヨリ第二十七條終審
マテ 第二十六ノ決定ニ
對スル裁判

第八十二第 第二十六條 仲裁々判官ノ 控訴
二週間 第五百五
條

○千八百四十六年二月二十
三日ノ水落仕掛ヲ設クル
ニ付テノ公告及ヒ期滿失
權ニ關スル法律(普國法律
全書二十六帖)千八百五十
三年五月十一日ノ法律第
三條(普國法律全書百八十

第二帖(千八百六十七年二月
九日ノ法律第二十九條)

第五條 水落仕掛ヲ設クル 再ヒ期 第六週間 第五百八
ハ期滿失權ノ裁定ヲ爲ス 限ヲ改 條二項 期限ニ付テハ
後セシ 申立 同法律第七條
ヲ見合ス可シ

第十三第 第七條 第二十九ノ決定ニ 控訴 二週間 第五百八
對スル申立ノ裁判 條二項

○千八百四十三年二月廿八
日ノ私有川ヲ使用スル法
律(普國法律全書四十一帖)

第三十三第	決二十三第	裁一十三第
第二十二條三項 第三十二條ノ決定ニ對スル申立ノ裁	第二十二條 水ヲ灌ク仕掛ヲ設タルモ期滿失權ノ裁定ヲ爲ス	第七條 私有川ヲ浚フ可キ義務ニ付キ關係者間ニ起リタル爭訟
控訴	再ヒ期十日内	終審
二週間	得ルコトヲニ訴フ	但通常裁判所
第百八條二項	第百八條一項 同法律第二十二條三項ヲ見合ス可シ	第九十條

決六十三第	決五十三第	裁四十三第	裁
第三十三條 其他ノ手續ヲ爲サン爲メ委員ヲ命スル	第三十六條 耕作ノ利益ト爲ルヤ否ノ決定	第二十三條 第十六條ノ及ヒ第十七條ニ因テ水ヲ灌ク仕掛ニ對シ申立タル故障ノ裁判	判
終審	州輔佐ニ二週間	控訴	
第百十條	官ニ故障	二週間	
一第百十條	條	第百九條	

第三十三條ヨリ第四十四條	第三十三條	第三十三條	第三十三條
マテ水ヲ灌ク仕掛ノ圖面ニ對スル故障ノ裁判及ヒ共圖面ヲ決定スルコト	第四十五條	第四十五條	第四十五條
控訴	鑑定人ヲ命スルコト	土地義務解放	ニ控訴
二週間	終審	六週間	ニ控訴
第一百	第一百	第一百	第一百
一	二	二	二
		其期限ニ付テハ同法律第四十七條第五十七條ヲ見合ス可シ	

第五十二條第五十三條	第四十四條	第九條第十條	第九條第十條
假控訴	假控訴	漁獵組合ヲ	漁獵組合ヲ
二週間	二週間	行政裁判ヲ爲	行政裁判ヲ爲
第一百	第一百	第八條	第八條
四	四	八	八
		行政裁判ヲ爲	行政裁判ヲ爲
		サシ手續ハ監督ノ爲メ發シタル命令ニ對	サシ手續ハ監督ノ爲メ發シタル命令ニ對

第五十二條第五十三條 假控訴
 リニ仕掛ヲ設クルコトヲ許
 シン申立ニ付テノ裁判及
 ヒ其保證金ノ高

五漁獵警察
 ○千八百七十四年五月三十
 日ノ漁獵規則(普國法律全
 書百九十七帖)

第九條第十條 漁獵組合ヲ
 監督スルコト

權限法附錄

第四十二條

第九條第十條 第四十一ノ控訴

二週間 第一百

シ爲ス可シ

八條

第四十三條

左ノ事件ニ付キ漁獵組合終審
ノ頭取ノ爲シタル裁定ニ但通常
對スル訴 裁判所

第一百 共判決ハ假リ
九條 ニ執行ス可シ

①組合ノ費用ヲ負擔ス可ニ訴フ
キ義務ニ付キ ルコヲ

②組合ノ漁獵ヨリ獲タル得
物ノ利益ニ加ハル權利
ニ付キ

六營業警察

○千八百六十九年六月二十

一日ノ獨逸營業規則(獨逸

法律全書二百四十五帖)

第四十四條

第十六條ヨリ第二十五條マ 工部卿 二週間 第一百廿

テ 左ニ掲クル營業上ノ 二故障

三條

仕掛ヲ設クルコノ許可ヲ
爲スヲ

瓦斯製造所及ヒ貯置石油
精製場石炭「テール」製造所
「アスハルト」及ヒ「ベツヒ」ヲ
製造スル所硝子製造所石
灰煉化石「ギブス」ノ竈ヲ設

クルヲ鍍銀鑄場鍛冶所晒
 曝場漆製造所洗濯粘ヲ製
 造スル所「シユロフ」製造所
 蠟引キ製造所、獸腸製造所、
 紙瓦製造所、膠及ヒ肝油石
 驗製造所、骨ヲ燒キ煮及ヒ
 晒ス所、獸類ノ毛ヲ製スル
 所、蠟燭製造所、屠所、染革場
 剥皮場、葉ヨリ紙ヲ製スル
 所、水車及ヒ蒸氣釜ノ爲メ
 ニ水閘ヲ設クルヲ、蒸氣釜
 又ハ其他ノ桶ヲ釘メスル
 製造場ノ爲メニ水閘ヲ設
 クルヲ

第四十五 決

第三十三條第三十四條 旅
 店、酒肆、燒酎小賣毒物販賣 行政裁
 ノ許可ヲ與フルヲ(故障ヲ 判ヲ爲
 申立サルハ) サン申

二週間 第百廿

八條

第百

三十五

條ヲ見

合ス可

シ

第四十六 裁

第三十三條第三十四條 故
 障ヲ申立ルカ又ハ許可セ 控訴
 サルハ第四十五ノ申立ニ
 付テノ裁判

二週間

第百廿

八條

第百

三十五

條ヲ見

合ス可

七土地買上事件

○千八百七十四年六月十一日ノ土地買上規則(普國法律全書二百二十一帖)

第四十七決

第五十三條第一項ノ第一道路ヲ建築スルト如何ナル義務者ヨリ其物件ヲ供スルヤヲ定ムルコト	縣輔佐 十日内	第五百五 共期限ニ付テ
第二假リニ損害ノ償金ヲ定ムルコト	官ニ故 障	第八條 ハ同法律第五十三條第二項ヲ見合ス可シ
判所ニ	通常裁 九十日	第五百五 共期限ニ付テ
		第八條 ハ同法律第五

訴フル
コヲ得

十三條第三項
ヲ見合ス可シ

八陪審表ヲ作ルコト

○千八百四十九年一月三日ノ布告千八百八十年ノ裁判所編制規則第八十五條及ヒ第三十七條ヨリ第三十九條マテ及ヒ第四十一條ニ因テ廢セラレタリ

ハノ表 縣輔佐官權限

番號	縣輔佐官ハ左ニ掲クル事件ニ付キ權限ヲ有ス	上訴期限	地方行政權限法ノ條	注目
第一	一郡ノ事件 郡規則			
第七十六條	左ニ掲クル 郡會ノ決議ヲ認可スルコト	州輔佐 二十一日内		認可セサルハ 郡會ノ決議 ハ効力ナシ
①	郡ノ土地及ヒ土地附着 ノ權利ヲ賣却スルコト			
②	新タニ郡ノ負債ヲ起シ 又ハ増加シ又ハ郡ニテ 保證スルコト			

權限法附錄

五百四十七

二 第

① 法律ニ定メナキ義務ヲ郡民ニ負ハシムルヲ但五年以上繼續スルトニ限ル

二 邑ノ貧窮民ニ關スル事件

○千八百七十一年三月八日ノ獨逸貧窮民救助管轄規則ヲ普國ニ施行スル規則「法律全書百三十條」

第六十三條 窮民ヲ救助ス州輔佐ニ週間

第七十 伯林ニ於テハ州長ニテ故障

可キヤ否ニ付キ及ヒ共救官ニ故

三 第

助ノ高ニ付キ及ヒ救助方障法ニ付キ地方貧窮民救助組合ヨリ發シタル命令ニ對スル故障但邑ノ地方貧窮民救助組合ヨリ發シタルトニ限ル

三 衛生及ヒ獸病警察上ノ處分

○ 地方行政權限法

第八十二條第二 法律ニ因州輔佐ニ週間

第八十 權限法百七十條第一及ヒ新行政法第三十

權限法附錄

②

ノ決定ヲ爲ス可シ決定ニ對シテハ內務卿ニ故障

獸病警察上ノ處分ヲ爲ス
ヲ(但シ郡ニ屬スル邑ニ限
ル)

六條一項ヲ見
合ス可シ

四田島警察

○千八百四十七年十一月一
日ノ田島警察規則(千八百
八十年四月一日ノ田島山
林規則ニ因テ廢セラレタ
リ)(普國法律全書二百三十
帖)

四第

六第 五第

五獸獵警察

○千八百五十年三月七日ノ
獸獵警察規則(法律全書百
六十五帖)

第四條 郷ニ於テ數箇ノ獸
州輔佐ニ週間

第八十 伯林ニ於テハ

獵區ヲ設クルヲニ付テノ
官ニ故

七條 州長其故障ハ
農務卿ニ爲ス

可シ

第

第九條

數箇ノ土地ニテ獸
終審

第八十

伯林ニテハ州

<p>八 獵區ヲ爲スル其所有者ヲ代理ス可キ村官ヲ定ムルヲ但其土地カ同縣内ノ數郡ニ跨カルルニ限ル</p>	<p>州輔佐ニ週間</p>	<p>八條①長</p>
<p>九 第十二條二項 郷ニ於テハ外國人ニ獸獵區ヲ貸付クル許可</p>	<p>官ニ故障</p>	<p>第九條</p>
<p>第十 第二十三條第二十四條第二十七條 獸類ヲ殺ス可キ申立ヲ郡長又ハ郷地方警察官署ニテ許可スルカ又ハ爲サルル共命令ニ對ス</p>	<p>終審</p>	<p>第九條 故障ハ共命令ヲ發シタル官署ニ差出ス可シ其他第八ニ同シ</p>

<p>ル故障</p>	<p>終審</p>	<p>第九條 伯林ニテハ州長</p>
<p>第十 第一條第九及ヒ第二 獸獵禁制時間ヲ廢シ又ハ延引シ又ハ短縮スルヲ</p>	<p>終審</p>	<p>第九條 伯林ニテハ州長</p>
<p>六山林警察 ○千八百五十二年六月二日ノ樹木及ヒ山林ノ生産物ヲ盜ム規則(千八百八十年四月一日ノ田畠及ヒ森林</p>	<p>終審</p>	<p>第九條 伯林ニテハ州長</p>

權限法附錄

第二十第

規則ニ因テ廢セラレタリ
(法律全書二百三十帖)

三十第

○千八百七十六年八月十四日ノ村里及ヒ公ケノ建築物ニ屬スル山林ヲ管理スル規則(法律全書三百七十三帖)

第八條 村里ヲシテ無墾ノ土地ニ樹木ヲ植ヘシムルコト
州輔佐ニ
二週間
官ニ故
障

四十第

七水利警察
○千八百四十三年二月二十八日ノ私有川ヲ使用スル規則(法律全書四十一帖)

第十五條 水ヲ漲ク仕掛ニ因テ公ケノ利益ヲ害スルカ又ハ下流ニ住スル人民ノ用水ヲ奪フルハ其水カヲ減スルコト
州輔佐ニ
二週間
第百七
條
伯林ニテハ州
長農務卿

八漁獵警察
○千八百七十四年五月三十日ノ漁獵規則(法律全書百

九十七帖

第四十三條 第四十三條 州輔佐 二週間 第一百 伯林ニテハ州

第二項ニ從テ水ヲ落スコ 官ニ故 七條第 長農務卿

ヲ許可スルコ及ヒ第四十 障 一

三條第三項ニ從テ指揮ヲ

爲スコ

第四十四條 溜水ニ非ラ 州輔佐 二週間 第一百 第十五ニ同シ

サル水流ニ於テ麻ヲ浸ス 官ニ故 七條第

コノ禁令ヲ特別ニ許スコ 障 二

九堤防事件

○千八百四十八年一月廿八

第五十第

第六十第

日ノ堤防規則(法律全書五 十四帖)

第一條ヨリ第三條マテ新 農務卿 二週間 第一百二 同上

タニ堤防ヲ築キ又ハ已ニ 二故障 十一條

設ケタル堤防ヲ變シ又ハ 第一

高クスルカ又ハ之ヲ取除

クルノ許可

第四條第五條 堤防ノ全 農務卿 二週間 第百廿 同上

部又ハ一部ノ自然ニ崩ル 二故障 一條第

ハカ又ハ天災ニ因テ崩レ 二

タルト之ヲ修復セシムル

コ及ヒ義務者ヲシテ共修

第八十第

第七十第

第九十第	第六條ヨリ第八條マテ假 リニ堤防費用ヲ分配シテ 負擔セシムルヲ	同上	同上	第百廿 同上
第十二第	第二十四條 堤防組合ニ 屬セサル堤防ノ使用ヲ制 限シ又ハ禁スルヲ	同上	同上	第百廿 同上
第十營業警察	○千八百六十九年六月廿一 日ノ獨逸營業規則(獨逸法			

律全書二百四十五帖

第二十第	第十六條ヨリ第二十五條 マテ 左ニ掲クル營業上 ノ仕掛ヲ設ケ又ハ改正ス ル許可	工部卿 ニ故障	二週間	第百二 第百廿七條第 十四條 百三十五條ヲ 見合スヘシ
第二十第	第二十七條 製造所ニ於 テ非常ナル變ヲ發セシム	同上	同上	第百廿 製造場ニ付テ 五條第 ハ地方行政權
	彈藥製造場烟火製造場一 切激發ス可キ物品ヲ製造 スル所鑛鐵分拆所鋪付ケ 竈一切ノ分拆所肥粉ヲ製 造スル所			

權限法附錄

二	ルニ其場所ヲ禁スルカ又ハ其製造ヲ制限スルコトニ付テノ決定	第五十一條 公衆ノ爲メ同上	損害ヲ生セシメ又ハ危害ナルカ爲メ營業上ノ仕掛ヲ差止ムルコト	同上	百廿七 限法第百廿三條第百條ノ第二項ヲ
					三十五 見合スヘシ故
					條ヲ見 障ハ又新行政
					合スヘ 法第五十七條
					シニ從テ縣輔佐
					官長ヨリモ爲
					スコヲ得
					第百廿 縣輔佐官ハ地
					六條第 方警察官署ノ
					百廿七 申立ノ上決定
					條第百 不可シ共故障
					卅五條 八同上

第四廿 第五十二

第三十九條 烟筒掃除區ヲ廢シ又ハ改正スルコト	州輔佐 同上	第卅卅 同上	ヲ見合 スヘシ
第六十四條 小市場ノ員數時刻時間ヲ定ムルコト並ニ其地ノ住民ニ限リ手細工物ヲ市場ニテ販賣スル慣習ヲ許スコト	同上	第百三 市場ノ員數ヲ	行政權限法百三十六條第二項ヲ見合スヘ
		十六條 定ムルニハ團	
		第四 結官署ノ承諾	
		アルヘシ地方	

シ及ヒ百四十
條ヲ見合ス可
シ

七十二第	六十二第
第八十五條及ヒ第三百三條 營業組合ニ入社ス ルルノ出金ヲ増スコニ 付キ許可	第六十六條 ニ掲ケタル物品ノ外ニ小 市場ニ於テ販賣ス可キ物 品ヲ定ムル下 障
同上	同上
同上	同上
	百三十 六條第 五百卅 六條第 二

九十二第	八十二第
第九十四條第五項 組合ヲ解キタル後其組合 ニ屬セシ教育所救助貯蓄 所又ハ其他公ケノ建築物 ニ法律上入ト看做ス可キ モノ、權利ヲ與フルコト	第九十二條第九十三條第 九十九條第三百三條 組合規則ヲ設ケ又ハ改正 スル許可並組合ヲ解放ス ル許可
營業 同上	同上
同上	同上
第三百 十六條 第三	第三百 六條第 三

權限法附錄

○千八百六十五年六月二十四日ノ破山規則(法律全書七百五帖)

第十三

第五十九條第三項 礦坑 工部卿 同上
ヲ掘リ又ハ礦物ヲ分拆スニ故障
ル爲メニ用フル水車ヲ許
ス

第二百一 水車ヲ許スニ
十四條 付テハ管轄上

等礦山局ト協
議スヘシ其他

第二十一ト同
シ

第二十一ヨリ第三十マテ
ノ決定ハ伯林ニ於テハ警
察木署第一課ニテ爲ス可

シ

十一 貯金預所ノ事

○地方行政權限法

第一百五十二條第四第五項 州輔佐 同上

法律又ハ規則ニ於テ政府 官ニ故

ノ許可ヲ要スルトハ邑又 障

ハ郡ノ貯金預リ所ヲ設ク

ルコトヲ縣令ノ拒ムニ付テ

ノ承諾

十二 建築警察

○千八百四十六年十二月二

十一日ノ鐵道建築ニ使用

第二百五 故障ハ止タ許

十二條 可ヲ拒ミタル

四項五 限ル

項 伯林ニテハ州

長内務卿

スル職人ニ關スル布告(法律全書千八百四十七年二十一帖)			
第二十六條 郡區又ハ村里ノ建築物ニ付キ其布告ヲ適用スルコト	州輔佐官ニ故障	二週間	第五百十四條 伯林ニテハ州長工部卿
○地方行政權限法 第五百五十六條 建築警察規則ニ從テ警察規則ヨリ別段ノ取除ヲ許スコト	同上	同上	第五百十六條 伯林ニテハ州長
○千八百七十五年七月二日			

第 三 州 第 二 州

ノ邑及ヒ村里ニ道路明地ヲ設ケ又ハ改正スル規則(法律全書五百六十一帖)			
第五條第十七條及ヒ第一條ノ第一項 地方警察官署ニ於テ道路及ヒ建築線ヲ確定スル承諾ヲ拒ミタルト團結官ノ申立ニ因テ其承諾ヲ爲スコト	同上	二十一日	第三十四ヨリ 第三十七マテ 邑ニ於テ人口一万人以上ヲ有スルカ又ハ其邑ノ加ハリタルトニ限ル ①ノ表ノ百廿二、百廿三號 及ヒ②ノ表ノ

第 三 十 四

權限法附錄

五百六十七

第三十五 第六十三 第五

第九條第十七條	第九條第十七條	第九條第十七條	第九條第十七條
線路ヲ	線路ヲ	線路ヲ	線路ヲ
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

第五條第十七條及ヒ第一
條第二項 線路ヲ定ムル
コノ必用ナルヤ否ニ付テ
ノ決定但地方警察官署ノ
申立アリタル上

第八條第十一條 建築圖
面ニ對スル故障ノ裁定

第三十七

定ムルトニ數箇所ノ村里
ノ加ハリタルト共協議ヲ
遂ケサル場所ニ付テノ決
定

十三土地買上規則

○千八百七十四年六月十一
日ノ土地買上規則(法律全
書二百二十一帖)

第三十八

第三條 公ケノ道路ヲ直
シ又ハ廣クシ又ハ私道ヲ
公道ト爲スル土地ヲ買上
ク可キヤ否但其土地ノ邑

工部卿
ニ故障

十日内

第百五

期限ニ付テハ

十七條

同法律ノ第四

條第三項ヲ見

合スヘシ第三

及ヒ村里ノ外ニ在リテ建
築物ノナキハニ限ル

五百七十

十八號ヨリ第
四十九號マテ
ノ事件ハ伯林
ニテハ警察本
署第一課ニテ
之ヲ決定ス可
シ

第十四第 九十三第

第四條 土地ヲ暫時制限
スルコ

同上

同上

同上

同上

第五條 土地ヲ買上ク可
キ理由アル起業ノ準備ヲ
許スコ及ヒ之レカ爲メ出

同上

二週間

同上

三十四第 二十四第 一十四第

第十四條 起業人ノ義務
ヲ定ムルコ

同上

同上

同上

第十五條 第二項 土地買
上圖面ヲ検査シ且之ヲ假
リニ決定スルコ

同上

同上

同上

第十八條ヨリ第二十條マ
テ第二十一條 土地買上
圖面ヲ決定スル手續

同上

權限法附錄

五百七十一

第四十四條 第四十五條 第四十六條

第二十一條	土地買上圖面ヲ決定スルコト	同上	十日内	同上	其期限ニ付テハ同法律廿二條ヲ見合ス可シ
第二十四條	ヨリ第二十八條マテ損害賠償ヲ決定スルコト	同上	同上	同上	其期限ニ付テハ同法律三十條ヲ見合ス可シ
第二十九條	損害賠償ヲ決定スルコト	通常裁判所ニ訴フルコトヲ得	六ヶ月	同上	其期限ニ付テハ同法律三十條ヲ見合ス可シ

第七十四條

第三十二條	ヨリ第三十四條マテ通常裁判ヲ終ル前ニ土地ヲ買上シムルコト	工部卿ニ故障	三ヶ月	同上	其期限ニ付テハ同法律第三十四條ヲ見合ス可シ
-------	------------------------------	--------	-----	----	-----------------------

○千八百六十五年六月廿四日ノ礦山規則(法律全書七百五帖)

第八十四條

第一百四十二條	以下礦業ヲ起ス爲メニ土地ヲ讓渡スコト又ハ礦山所有者ニテ土地ヲ買上クヘキ義務ヲ	同上	二十一日	同上	縣輔佐官ハ礦山事件ニ付テハ上等礦山局ト協議ス可シ
---------	--	----	------	----	--------------------------

第九十四第	定ムルコ		
第四百四十四條	損害賠償	通常裁	同上
及ヒ保證金ヲ定ムルコ	判所ニ	訴フル	
	コヲ得		
○千八百七十一年十二月二十一日ノ城塞周圍ノ土地ヲ制限スル規則(獨逸法律全書四百五十九帖)			
第三十九條以下	損害賠償	通常裁	第九十日
償ヲ決定スルコ	判所ニ		第九十九條
			ハ同法律四十
			共期限ニ付テ

十

第十四死生婚姻事件			
○千八百七十四年三月九日			
ノ死生及ヒ婚姻ヲ公證スル規則(法律全書九十五帖)			
○千八百七十五年二月六日			
ノ死生婚姻ヲ公證スル獨逸法律(獨逸法律全書二十三帖)			
◎邑ニ於ケル死生婚姻役	州輔佐	二週間	第六百六
			共故障ハ監督
	訴フル		
	コヲ得		
			一條ヲ見合ス
			ヘシ

權限法附錄

十條

ノ爲メ發シタル命令ニ對シ爲ス可シ伯林ニテハ州長内務卿

一十五

所ノ事務ヲ監督スルコト

官ニ故障

二十五第

十五警察規則ヲ發スル權

○州規則

第七十九條 縣令ヨリ數郡終審

又ハ縣内一般ニ警察規則ヲ發スルハ其承諾

十六警察事務ニ關スル費用

其警察規則ハ發シタル後州輔佐官ノ承諾ヲ得ヘシ

三十五第

○州規則 (第六十五條二項新郡規則)

第四十九條 ①ニ因テ廢セ州輔佐官ニ故障

ラレタリ

新郡規則第四十九條①第障

二項關係者間ニ協議ヲ遂

ケサルハ關係スル村里ヨ

リ邑ニ出ス可キ警察費用

ヲ定ムルコト

②ノ表第一ヲ見合ス可シ

二ノ表 州輔佐官権限

番 號	州輔佐官ハ左ニ掲クル事件 ニ付キ権限ヲ有ス	上 訴 期 限	地方行 政權限 法ノ條	注 目
一	村里ノ事件 ○千八百七十五年六月二十 五日ノ州規則			
第 一	第六十五條 (新郡規則第四 十九條①ニ因テ廢セラレ タリ) 新郡規則第四十九條①村 里ノ警察事務ヲ邑ニ合併 スルコ			其決定ハ内務 卿ト協議ノ上 爲ス可シ警察 費用ニ付キ爭 ヒアルトハ縣 輔佐官之ヲ決

定スヘシ④ノ
表五十三號ヲ
見合ハス可シ

關係者及ヒ郡
會ノ意見ヲ聞
タル後内務卿
ト協議シテ決

二 第

二 區ノ事件

イ 千八百七十二年十二月十

三日ノ郡規則

ロ 千八百七十五年六月二十

九日ノ州規則

イ 第四十九條第一項(新郡

規則第四十九條第二項

因テ廢セラレタリ)

ロ 第六十四條

定スヘシ

四 第

三 第

新郡規則第四十九條第二

項 區ノ編制ヲ檢査シ之

ヲ決定シ及ヒ其後之ヲ改

正スルヲ

イ 第五十一條第一ノ第三

項 區總代ヲ編制スル爲

メ郡會ヨリ發シタル規則

ニ對スル故障

イ 第五十六條ロ 第六十六

條 新郡規則第五十六條

第三項ニ因テ廢セラレタ

リ

權限法附錄

郡會ニテ作リタル表ノ内ニ區長ト爲ルヘキ人ノ氏名ヲ記載スヘキヲ

州長ノ申立アリタル上ニテ記載スヘシ

三 貧窮民事件

○千八百七十一年三月八日ノ獨乙貧窮民救助管轄規則ヲ普國ニ施行スル規則(法律全書百三十帖)

第五第

第八條ヨリ第十條マテ及ヒ第十二條 土地所有者一人ニ屬セサル里ニ於ケルカ又ハ合併貧窮民救助

第七十
四條

第六第

組合ニ於テ發シタル貧窮民救助規則ヲ認可スルヲ第十四條 合併シタル貧窮民救助組合ヲ解散スル許可

第七十
四條

四 衛生及ヒ獸病警察上ノ處分

○地方行政權限法

第七第

第八十二條 卿ニ於テ法律上ノ權限ヲ以テ獸病及ヒ衛生警察上ノ處分ヲ強

文部卿 二週間 第八十 伯林ニテハ州長卿 三

ヒテ爲ス

故障

五 獸獵警察

○千八百五十年三月七日ノ
獸獵警察規則(法律全書百
五十六帖)

八 第

第九條 一州内ノ數縣ニ終審

第八十

八條ノ

跨カル土地ヲ獸獵區ニ合
併シタル其土地所有者
ヲ代理スハキ國結官署ヲ
定ムル

六 漁獵警察

○千八百七十四年五月三十
日ノ漁獵規則(法律全書百
九十七帖)

九 第

第三十一條 魚ノ卵ヲ產
付クル場所ヲ監督スル規
則ヲ發スル

農務卿

二週間

第一百

第九ヨリ第十

六條第一
一 マテノ事件
ニ付テハ伯林
ニテハ州長及
七卿

十 第

第三十六條 第三十九條
魚ノ通行路ヲ付クル許可

同上

同上

第一百

六條第
二